

## 令和2年度第3回多良木町議会(9月定例会議)

招 集 年 月 日	令和2年9月1日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和2年9月10日			午前10時03分
開 閉 宣 告	散	会	令和2年9月10日			午後3時57分
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	7番	源嶋 たまみ		8番	豊永 好人	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 参 事	山 本 美 和	
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		教育振興課長	黒 木 庄 一 朗	
	副 町 長			教育振興課	大 森 博 範	
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		健康・保険課長	東 健 一 郎	
	会 計 管 理 者	小 林 昭 洋		健康・保険課	那 須 研 太 郎	
	総 務 課 長	仲 川 広 人		町民福祉課長	大 石 浩 文	
	総 務 課	椎 葉 純		町民福祉課		
	企 画 観 光 課 長	岡 本 雅 博		子ども対策課長	新 堀 英 治	
	企 画 観 光 課	山 村 忍		子ども対策課		
	税 務 課 長	平 川 博		環境整備課長	久 保 日 出 信	
	税 務 課			環境整備課		
	農 委 事 務 局 長	小 田 章 一		農 林 課 長	水 田 寛 明	
	会 計 室			農 林 課	竹 下 政 孝	

## 会 議 に 付 し た 事 件

	一般質問
同意第1号	教育委員会委員の任命について
発議第2号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
受理第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書
受理第2号	多良木町槻木地区の「熊本県道143号中河間多良木線」早期復旧についての要望 多良木町議会議員の派遣について

## 開議の宣告

(午前 10 時 03 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

なお、説明員の副町長島田保信さんから欠席届が出ております。その他は全員出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日はお手元に配付しておきました議事日程表のとおり議事を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、本日は配付しておきました議事日程表のとおり進めてまいります。

### 日程第 1 一般質問

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

2 番中村正徳さんの一般質問を許可します。

2 番中村正徳さん。

#### 中村 正徳君の一般質問

○2 番(中村正徳君) 一般質問に先立ちまして、今般の 7 月 4 日豪雨災害により被災されました多くの方々、今なお不自由な避難生活を余儀なくされておられますすべての皆様方に対しお悔やみを申し上げますとともに、1 日も早い復旧復興がなされ、日常の生活が取り戻されんことをお祈り申し上げます。

2 番、それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項、令和 2 年 7 月豪雨について。質問要旨、7 月豪雨により本町を含め人吉・球磨地方に未曾有の大水害をもたらしましたが、これから本格的な台風シーズンを迎えるにあたり、防災対策に今後どのように取り組まれるのか。ア、ライフラインの強化対策は。イ、避難指示基準について。ウ、災害リスクについて。エ、災害避難所の増強について。オ、災害弱者、避難弱者の対応等について、各項目ごとに伺いたいと思います。

このことにつきましては今般、一般質問をなされます議員の皆さん方が質問要旨に挙げられております。また答弁をいただいておりますので重複するところがあるかと思いますが、答弁をお願いいたします。

まずア、ライフラインの強化対策について伺います。災害時において電気、水道、通信網、道路交通網等の遮断は被災者にとって大きな痛手であり、不安要因であります。本町では、今回の豪雨災害におきましては幸いにして電気、水道の供給には甚大かつ重篤な被害はなかったかと思いますが、道路の崩壊、路肩決壊等により、一時期、二つの集落が孤立状態にありましたが、7 月末日までには迂回路等が通行可能となり、解消をされております。

しかし近年、毎年のように豪雨災害により孤立集落が出ております。抜本的な道路強靱化対策はできないものかまず伺います。

○議長(高橋裕子さん) これより町長、関係課長の答弁を許可します。

久保環境整備課長。

○環境整備課長(久保日出信君) お答え申し上げます。抜本的な対策ということでございますけれども、今回の豪雨災害を見ますと、道路へのですね、土砂流出箇所関係につきまして

は、毎年同じようなところから流出がっております。そのたびに土砂撤去による啓開作業ということでですね、順次行っております。

このようなことをですね、解決することも一つ大きな要因かと思っております。特に槻木地区を見ますと同じ山間部からの土砂流入というのが顕著なところでございますので、治山事業とかいろんな道路の線形とのですね、検討などを視野に入れた道路の対策関係につきましては県の方にもしっかりと要望できればというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） 道路の強靱化ということで漠然とした質問でしたんでですね、答弁も難しいのかなと思いましたが、今課長、答弁いただいたようにですね、毎年同じ場所で大体発生がしているということで、山腹からの土砂の流出等々については、先ほど言われたように県の方に治山の方でお願いしていくとかですね、そういう対策が必要ではないかなというふうに思っております。

今後におきましては危険箇所の調査、大体同じところで分かっておられるとは思いますが、そういうところとか危険箇所の調査というのも十分やっていく必要があるのではないかなというふうに思いましたので質問を挙げてみましたけども、7月の11日の日に小林の方に町長、副町長、私も議長が公務が重なってましたので同行させていただいて、小林の方から回ってですね、行って、お礼を申し上げに行ったんですけども、小林から須木村、それから槻木との県境までの間はそういう道路の決壊箇所っていうのは見受けられないわけですね。多良木、中河間多良木線におきましては多良木側でのそういう災害が多く発生しているという状況が見受け、発生をしているわけでございますので、今回も一般質問を挙げさせていただきます。

この内容についてはまた後ほど同僚議員が詳しく聞かれると思っておりますので、私は根本的なことで伺っていきたいというふうに思います。国会議員、県議員の方々、それから町会議員も党派を越えていろんな方々が現地調査をされております。道路決壊箇所っていうのについては、復旧については、昨日、その前にも町長の答弁がっておりますけども、3月末までには仮復旧、仮道路を復旧させて、道路の復旧をさせたいということで説明がっております。9月の12日には国会議員、それから国交省等々についても、現地の住民の方に説明会があるということで、私たちも説明に私たちも同行するようにいたしております。そういう報告もなされておりますので、こちらの方の対策はとっておられると思っております。

また8日の日には同僚議員の方からトンネルの話も質問がなされておりますけども、費用面での話は約55億かかるんだっていうような話、答弁がなされておまして、トンネルについての抜本的な話は示されておられませんでしたが、ちなみにですね、中河間多良木線というのは、先ほど言いましたが小林側の方はそういう災害に対しては強いんですけども、多良木側の方、多良木管内が24.7キロありますけども、改良済み区間が18.8キロ、全体の76.1%がもう既に改良が済んでおります。未改良区間っていうのが今、5.9キロ残っております。これは単県事業で毎年改良がなされてきております。

今回の崩落箇所といいますか、道路の決壊場所もこの区間に入っております。先ほど課長の答弁にもありましたけども、大体同じような区間で災害が発生をいたしております。それで槻木トンネルを過ぎまして300メートルぐらい下ったところ、ここは林道花立線の入り口になるわけですよ。昔、塚山と言ったところのところから、今回は町有林の方に仮設道路を入れるというような計画があるということで、県から先ほど言いましたように、12日に説明等々もなされるのではないかなというふうに思っておりますけども、この区間がどうしても未改良区間ではありますけども、どうしても災害に弱いというような区間でございまして、この区間の強靱化って言いますかね、どうしたらいいのか、抜本的な対策ということで私なりに考えてみましたけども、距離が5.9キロぐらいずっと急傾斜地になってるとい

ことで、塚山からその下の方におりてきまして、堀切谷橋っていうのがあるんですけど、災害現場を下りて今の崩落現場から下りて行ってカーブしたところの橋がかかっているんですけど、そこまでの高低差がかなりあるもんですから、昨日でしたか、林務課長の方も言っていましたけども、あの仮設道路はかなり勾配が急になっているというようなことで、なかなか仮設道を通すにしても工法的に考えなきゃいけないっていう話をされておりましたけども、この間がちょうどこうずっと急勾配をなくすためにこう迂回してるわけですよ。それをちょっとつなぐとしたらですね、もう 200 メーターもかからないぐらいでつながるわけですね、この区間が。

ということは勾配が強いもんですから、そのつなぐとはかなり難しいと思いますけども、抜本的な対策としたら、今からの町長の県との交渉だろうと思うんですけど、あそこにループ橋を作ってもらえればですね、回転するやつを作ったらですね、この間で、この 5.9 キロが解消されるわけですね。直接、ループじゃなくて直接つなぐっていうのは、何回も言いますが、あまり急峻過ぎるわけで、勾配がきつすぎますんで、1 回回してやって落とすとですね、かなりそれが緩和できるんじゃないかなというふうに思います。

何でもこういうことを言うかって言うんですね、前町長ですね、これ槻木の方だったんですけども、この方がもう今の現道ですね、槻木中河間多良木線は現道回復の拡幅でいくんだっていうことを決定され、県と合議されたわけですよ。決定されて、トンネルっていうのはもうその時点でなくなっただけですね。

何をやるかっていうと、現道の拡幅と離合箇所を設けてもらって、それから前ありました槻木トンネルの路面を下げて、掘削してもらって、幅と高さを大きくしてもらってというのが前町長の要望でありまして、トンネルはするように拡幅がなされております。それから毎年単県事業で未改良のところは改良していく。舗装の方は 100%終わっておりますけども、今回の水害におきましてまた路面舗装がですね、剥げた分等々がありますけども、そういうことで、やっぱり抜本的に何かをやらなきゃいけないとすると、県との協議の中で、先ほど言いましたように、もうトンネルは作らないんだというような合議がなされてるわけですね、それをまたあえて言ってもなかなか難しいと思いましたが、この区間、未改良区間の 5.4 キロの中の直近分の今後、県と話をするには、ループ橋を、ループを作って、ループ橋を作って、抜本的なその強靱化、中河間線の強靱化を図るべきではないかなと私は思ったもんですから質問要旨に挙げておりますけども、このことに町長、急に言ったもんですから、わからないかとは思いますが、どのような見解をお持ちか伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬浩一郎町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 中村議員は槻木の出身ていうかご親戚もたくさんいらっしゃいますので、このことについては特に心を砕いておられるんじゃないかと思うんですが、今、熊本県と話しておりますのは、県道の石ニタ地区をなるべく早く通れるようにきちんとしてほしいということが県の考え方です。

今 5.4 キロ中の途中でループ橋を設置したらどうだろうかっていう話は全くそのそういう話は今のところ出てませんので、ただ議員がそういうふうにおっしゃるんだしたら、やっぱりその、こういう工法もあるんじゃないですかという言い方はですね、熊本県の方に要請はしていけると思います。技術的な面でどういうふうにするのか、工務課あたりがどういうふうを考えていくのかっていうことはさておいて要請だけはですね、要望だけはしてもいいんじゃないかなというふうに思います。

やっぱり今いろんな事を槻木から言ってこられて、それを一つ一つ実現して、もう大体みんなきちんとしてやっていますが、しかしそれでもやっぱり槻木の方々が何をしているんだと言われるのは道路なんですよ。道路その 1 点だけだと思います。ですから、なるべく早くしてくださいということは何回も言っております。先ほど言われたこのぐるっと回るところ

を迂回するところ真っ直ぐつなぐのはどうだろうかという話がありますので、そちらの方も今検討をさせていただいています。

その結論というか、どういうふうにする、そのところの要望ですよ、短距離でつなげるといふ、今言われた傾斜角があるので、どうだろうかとおっしゃいましたけど、確かに私は現場に行ったことないんですが、環境整備課長、林務課長から聞くとかなり傾斜がきついというふうな話は聞いてます。ただ、工法的にできるんだっただけですね、近いからそれはそれで通れば、安全に。まずは安全第一ですので、途中で何か事故があるようなことだとまた大変になりますので、県管理ですから、県は県の責任があると思いますので、そこらあたりは県にお任せしているわけなんですけど、それは12日に多分、向こうでこういうふうだからということで話は持ってこられると思います。

今、議員のおっしゃったループの話です、県の方に一応ご提案をさせていただいて、要望はしてみたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） そうですね、これは提案というかですね、要望ですんでいろんなことを言っていくのはですね、いいと思うんですよ。県道ですんで、県の方にも考え方があろうかと思えますけども、費用対効果、また費用の面もあろうかと思えますんでですね、これはやっぱり提案といいますか要望というのはですね、是非町長もしてみたいということなんですけども、意外と早くですね、うん、そうやろうということが結論が出るかもしれないのでですね、そのことはやってみないとわかりませんから。

町長先ほどちょっと触れられましたけども、あそこに仮の橋をかけて迂回路といいますか、仮設道路でいけばいいんじゃないかっていうようなお話もあったという答弁されましたけども、いろんな工法があると思うんですよ。町有林の中を通していかななくてもあそこに橋をかけて、鉄骨の橋をかけて下までおろす工法とかですね、いろんな工法も考えられると思いますんで、いろいろ提案はされたり、県の方に要望されたりとかですね、させていただいて、強靱化に結びつけていただければというふうに思います。

次に通信網の強靱化について伺いたいと思います。テレビ、ラジオ、防災無線、戸別受信機、J-ALERT等で災害情報は得られますけども、今回、固定電話の不通、携帯電話がつながりにくい、あるいはつながらない、インターネット接続ができない等、被災者側からの通信といいますか、できなかつたわけですけども、救助、必要物資の依頼等を含む有効な通信、発信手段の対策はないものか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。実際、7月豪雨のときにですね、無線電話あたりをお借りして通信をしたことがありますけども、なかなかですね、衛星電話ですね、衛星の方はなかなかこう場所によってはつながらないとか、そういったことも生じておりました。

今、防災無線の方をデジタル化している整備を行っている途中でございますが、そのデジタル化した後にですね、災害時に孤立する危険のある集落、それから町の指定避難所に設置します屋外拡声子局、屋外の子局ですね、と役場との無線回線を構築することといたしております。それによりまして、その地区の孤立とか、また公共通信施設の途絶したときにも、その無線子局により、まず子局が11局、もしくは避難施設7施設との役場との音声通話を確保することといたしております。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） 答弁いただいたように、衛星電話っていうのを降雨時にはつながりにくいという答弁でしたけども、また私が聞いたのも衛星無線はつながらん、つながりにくいっていう話も聞いております。

今、デジタル防災無線を活用した無線電話というものがつながるといふことで、指定避難

所であったり孤立集落であったりっていうのは、こちらの方で11基と7基を配備したいというようなことで答弁がなされましたけども、これは本当に私は1番被災者にとってはですね、通信手段としては、つながるっていうのはもう命の何ていうんですかね、つなぐ手段、通信手段だろうというふうに思いますんで、今言われました11局と7局以外にもですね、やっぱりもう少し基地局といいますか無線を増やしていくということを今後検討していただいてですね、その地域以外の指定の避難箇所じゃなくても、集落の災害救助隊の方々とか、いろいろおられますけども、そういう方に対する増設の考えはないのか、町長、総務課長でも結構ですけどもお願いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。もう既に消防団の分団長あたりとはですね、無線でこう連絡がとれるようになっておりますので、そういった緊急時あたりについては、1番最初には消防団あたりが動いていただきますので、そちらとの連絡は現在の無線でできるようになっております。

ただ、今整備をいたしております局を増やせないかということなんですが、先日も変更契約の議案を可決していただきまして、もう整備が終わろうとするところに向かって今こう事業を進めております。ちょっと今の整備事業の中ではちょっと追加というのはちょっと困難というふうに考えておりますので、今後ですね、また災害の状況あたりを見て必要であれば、検討することもあるかもしれません。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） 先ほども言いましたようにホットラインですんでですね、命をつなぐホットラインにもなりますんで、是非、今後検討していただいて、よりリスク、災害リスクっていいですか、そういうものを少なくするように努めていただければというふうに思います。

次にイ、避難指示基準について伺います。このことに関しましては、地域防災計画またハザードマップ、回覧等におきまして、全住民の方々に周知がなされておりますが、確認のために避難基準はどのように運用されているのか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。現在運用しております警戒レベルは5段階となっております。警戒レベルの1と2につきましては、気象庁が発表いたしまして、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報ということになっております。避難情報といたしましては、レベル1が早期注意情報、レベル2が洪水注意報、大雨注意報などとなっております。

警戒レベル3から5につきましては、町が発令をいたします。レベル3相当の情報といたしまして、氾濫警戒情報、洪水警報などがありますが、さまざまな情報と状況に応じまして、本町では自主避難所の開設を行っております。

警戒レベル4相当の情報といたしまして、氾濫危険情報、土砂災害警戒情報などがありまして、このときに避難勧告を発令するというようにしております。

警戒レベル5相当の情報といたしまして、氾濫発生情報、大雨特別警報などがあります。避難指示、緊急につきましては、地域の状況に応じて緊急的、または重ねて避難を促す場合に発令するものでございまして、必ず発令されるものではないという状況になっております。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） 今、避難基準についての確認をさせていただきました。レベルが5段階に分かれているということで、レベル1、2は準備、避難準備ということで、自主避難も含めるところでございまして、3の方でもレベル3でも自主避難を促すというようなことで、4、レベル4につきましては避難勧告、避難指示というふうなことで、また後ほどこのところについてはお伺いをしますけども、この5段階に分かれて運用がされているということでご

ざいます。

実際的にはこの基準に沿ってですね、先ほど冒頭、今回の豪雨災害、いや台風 10 号についての避難状況についてはご説明があっておりましたけども、延べ人数で 368 名ですか、の方々が避難されたということで報告があっておりましたけども、豪雨災害等々も含めてですね、大体大まかでいいんですけども、この基準に沿った行動をどのくらいの方々がとっておられるのか、分かっている範囲で答弁を願いたいと思います。

また、それに沿った拘束力っていうものはあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。7 月豪雨の避難の状況でございますが、避難指示を出したときの状況をお知らせしたいと思います。7 月 4 日の 6 時 21 分に多良木地区、これは球磨川沿いの 177 世帯 318 名の方です。この世帯数と人数につきましては住民基本台帳の情報でございますので、実際には住んでおられない方も含まれているかもしれません。こちらにつきましては、町民体育館への避難者が 7 月 4 日の 10 時現在で最大 50 世帯 139 名の方です。履行率につきましては、世帯数が 28.2%、人数で 43.7%でございました。

次に 7 月 4 日の 7 時 19 分に黒肥地地区球磨川沿いで牛繰川付近、土砂災害警戒区域の 320 世帯 573 名の方に対して出しております。黒肥地小学校への避難者が 7 月 4 日の 10 時現在で最大 21 世帯 44 名。履行率にいたしまして世帯数が 6.6%、人数が 7.7%でございました。

7 月 11 日の 10 時に槻木地区に避難指示を出しております。槻木全域で 64 世帯 109 名でございましたが、町民体育館への避難者はあっておりません。ただ、今、世帯数と人数を申し上げましたが、これはあくまでも住民基本台帳の情報ですが、そのときに孤立となっておりましたときの槻木側からの情報といたしましては、41 世帯 72 名の方がおられたということで、先ほどの世帯数、それから人数と比較しますと世帯で 23 世帯の減、それから人数で 37 名の減ということで、それぞれ親戚のところとか知人のところへもう既に避難をされていた方もいらっしゃるのではないかとこのように思っております。

また先ほど申し上げました避難者の数につきましては、町民体育館とか黒肥地小学校の指定避難所の分しか把握はできませんので、その他にもですね、やっぱり知人宅とか親戚の方とか、安全な所へ避難されていた方もいるのではというふうに考えております。

それからこの避難指示、また勧告などの拘束力についてなんですが、災害対策基本法の第 60 条、これは市町村長の避難の指示等について記載してありますが、これにはすることができるといって表記になっております。これは一定の行為をすることが可能であることをあらわす場合に用いる法令用語となっております、拘束力については乏しいのではないかとこのように思っております。

ただ今回、7 月豪雨につきましては災害救助法の適用を受けまして、災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けることとなりますが、条例に規定いたしております災害弔慰金とか、またあるいは災害障害見舞金につきましては、条例第 7 条で支給の制限というのがありまして、その第 3 号の災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことの場合は、そういった弔慰金とか見舞金が支給されないこととされております。

○議長（高橋裕子さん） 2 番。

○2 番（中村正徳君） ただいま答弁をいただきましたけども、執行率ってというのは、正確に避難所だけではなくて、縁故避難であったりとかですね、いろんなことをされてるんで正確な数字はわからないということでしたけども、だいたい聞いてみますとレベル 4 の避難指示の方になると、やっぱり全世帯避難という指示が出るわけですけども、その割合からすると全体的に避難者数が少ないのかなというような気持ちで答弁を聞いておりましたけども、これはまた今後の課題だろうとは思いますが、そういうことで先ほどこれに対する拘束力というものは乏しいというような答弁でございましたけども、それがあるとしたらどういう方法



があるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。災害対策基本法の第 63 条が災害による退去を命じられる区域を指定することができるということになっておりまして、これにつきましては、先ほど申しました第 60 条の避難の指示、避難勧告とは異なりまして、罰則つきで区域内への立ち入りが制限、禁止されます。許可なく区域内にとどまるものには退去が強制されるために、この第 63 条の適用の是非をめぐる際には慎重の上にも慎重な姿勢がとられております。事実上の避難命令に該当するということになっております。

罰則につきましては、違反者は 10 万円以下の罰金または拘留ということになっておりまして、過去におきましてはですね、東日本大震災における福島第 1 原発所の事故とか、そういったこう非常にこう大きい災害のときにこの条項が適用されております。

○議長（高橋裕子さん） 2 番。

○2 番（中村正徳君） 今答弁いただいたようにですね、拘束力を伴うものって言ったらかこの警戒区域ということに対しては罰則であったり、拘束力が生じる、命令も出すことができるってことで、避難命令というなかたちでレベル 5 に値するだろうというふうに思いますけれども、10 万円の罰金が科せられるということですけども、金額よりも命が第一ですからですね、その前の段階で本来なら避難していただくべきだろうと思いますけども、今いろいろと答弁をいただきましたけども、私もこの 63 条があるんだとかっていうのはですね、今聞いてから初めて知ったわけですけども、拘束力が生じるもの。ですから、こういうのわかりづらいといいますか、なかなかおわかりになっておられない方がたくさんいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。

国の方でもこの避難基準っていうのは避難勧告を廃止して、避難指示に一本化した方がいいんじゃないかというような話も聞いております。こういうことで、国の指針としては避難指示を避難勧告を廃止して避難指示に一本化してもう少しわかりやすくしてですね、それからレベル 5、避難命令、避難警戒地区というのももう少し住民の方にわかりやすくですね、これには従ってもらわないといけないんですよっていうことをやっぱり伝えるべきじゃないかなというふうに思いますが、このことについてはどのような見解をお持ちかお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。今、ご質問にありましたとおり、避難勧告と避難指示がレベル 4 に混在しておりまして、自治体とか住民がわかり難いという声があって今、政府の方で検討がなされているところであります。

住民への周知をということでございますが、避難訓練をずっと行ってきておりますし、昨年 11 月に総合防災訓練をいたしております。先月、8 月 23 日には、昨日もちょっと答弁の中で触れさせていただきましたが、市町村防災力強化出前研修というものを行ってございまして、その中で警戒レベルについても説明があったところでございます。

今年度も一応防災訓練を予定しておりまして、訓練前にですね、総合防災訓練とあわせてまして、訓練の説明とあわせてまして、熊本地方気象台によります講演なども予定をいたしているところでございます。そのほか広報あるいは回覧等でも周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋裕子さん） 2 番。

○2 番（中村正徳君） 9 月は防災月間でもありますし、そん中で総合防災訓練の中でまた周知徹底をしていきたいというようなことでございますので、国の方でも、内閣府の方でもですね、逃げおくれを招く恐れがあるってことで勧告を廃止して指示の方に一本化して、わかりやすく住民の方に早期の避難を促した方がいいんじゃないかというようなことが述べられて

おりますので、ぜひ、防災訓練、総合防災訓練の中でも、それから防災訓練の中、それから広報等でも、そのことをですね、しっかりと住民の方々に示していただきたいと思います。

私も今般の台風10号が今までに経験したことのない台風が来るというようなことがずっとテレビの報道とか、私たちの携帯にも入ってきてましたんですね、これは経験したことないようなことが起きるっていう、大変だということで、前日からですね、一生懸命戸締まりをして、あんまり戸締まりし過ぎた関係で風の音が全然聞こえなくなってますね、ちょうど2時、3時頃が1番吹いたそうなんですけど、聞こえなかったもんですから、ぐっすり寝てしまったのがありましたけども。そういうことで、備えをしていたからよかったんだろうとは思いますが、そういうことで、やっぱり迷わずすぐ避難するんだとかですね、自分の命は自分で守るんだというようなことで、ぜひその対策の方に取り組んでもらえればと言いますが、先ほどの答弁の中で、そういうことをやっていくというようなことですので、ぜひそういう指導といいますか、啓発、啓蒙に努めていただければというふうに思います。

それでは次の災害リスクについて伺いたいと思います。災害リスクの発生リスクのおそれが高い球磨川流域。特に支流と合流する地域、山間部におきましては土砂災害警戒区域、レッドゾーンと呼ばれるところでございますけども、この地域が挙げられると思うんですけども、国県の管轄、所管の事項ではあるかと思いますけども、本町といたしましては、こういう本流と支流が合流する地域、それから土砂災害区域、警戒区域についてはどのような対応で臨まれるのか伺いたいと思います。

**○議長（高橋裕子さん）** 久保環境整備課長。

**○環境整備課長（久保日出信君）** お答え申し上げます。議員申されます本流と支流の合流する地域ということで、本町におきましては球磨川に合流するということで牛繰川、柳橋川等の県管理河川が考えられるかと思えます。このことによりまして、本流の増水によりまして、支流がせき止められ、水が逆流するようなバックウォーター現象というのも発生すると聞いておまして、各地で堤防決壊等の被害も発生した事例も聞いております。

このような現象を軽減するためにもですね、河道掘削による河川断面の拡大を図ること、また堤防かさ上げということですね、現象を軽減できるのではないかとというふうに考えておりますので、これからもですね、県、また国の方にですね、しっかり対策の方の要望を行っていただければと考えております。

**○議長（高橋裕子さん）** 2番。

**○2番（中村正徳君）** 今、球磨川流域、特に支流と合流するバックウォーターの生じるところにつきましては、そういう河道掘削であったりとかかさ上げというようなことで対応する。これは後ほどまた町長の方からも答弁が出てくるような質問をいたしますので、出てくるとは思いますが、そういうことをやっていただければと思いますけども、この土砂災害警戒区域、レッドゾーンと呼ばれるところに対する対策はどのようにされるのか。

**○議長（高橋裕子さん）** 仲川総務課長。

**○総務課長（仲川広人君）** お答えいたします。これあの以前の一般質問でもお答えはしておりますが、昨年、それから一昨年の梅雨の時期前、また今年もなんですが、消防団によりまして戸別訪問を行いまして、危険箇所であることの周知、あとそれから土砂災害警戒特別区域、いわゆるレッドゾーンですね、からの移転補助制度の説明を行っております。

**○議長（高橋裕子さん）** 2番。

**○2番（中村正徳君）** このレッドゾーンと言われるところには国も、それから町の方もですね、移転の補助金を出すというようなことで説明があつておりますので、確認のためにですね、一応質問をさせていただきましたけども、まだまだ周知が徹底されるべきではないかなというような気もいたしますので、今後におきましてはこの危険地域にお住まいの方については、後ほどまた別の角度で質問をいたしますけども、そこについても、今、国県が出しております

す補助金制度があるんですよってということもですね、もう少し知らしめ、知らしめてっは言いませんけども制度があるっていうことをお示し願えればというふうに思います。まだ大分時間がありますんでちょっと急ぎながらいきたいというふうに思います。

そこで災害リスクについての質問をいたしておりますんで、住民の生命、財産を守るための災害リスクの軽減は重要だろうと思います。8日の同僚議員の質問があったときに、町長は少しだけ述べられましたけども、住民の方々に移住を提示をして、移住、移転をしていただければありがたいんですがってようなことを答弁をされておりましたけども、こういう土砂災害警戒地域の住民の方に対しては移住、それから移転の推進はなされないのか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それと先ほど環境整備課長が答えましたことをちょっと追加でお話をさせていただきますと、牛繰川とか柳橋川ですね、こちらもう大分水がたまて、今回のやすらぎ斎場の方まで水が行って、まだ確かやすらぎ斎場仕事ができない状況になっているというふうに聞いてるんですけども、柳橋川については前から随分、土砂が堆積してるということで、県管理の河川なんですけど、国土交通省で国土強靱化の予算を付けていただいて浚渫はしていただいたんですけど、また流れ込んで、今ですね。またこないだの7月豪雨で土砂が流れ込んでおりますので、また再度要求、お願いをしていきたいと思います。

今回、いいですか、後で。そうですか。はい、じゃそのときに、わかります。すいません。はい、じゃ手短にお願い、そうですね、はい。

○2番（中村正徳君） 移転とか移住の推進はされないのかっていうので。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 前振りが長すぎました。すいません。

はい、最近のですね、災害の発生状況を見ておりますと、西日本豪雨のときにですね、広島とか岡山とかああいったところの災害のテレビのニュースを観ておりますと、日田とか朝倉、九州北部の豪雨のときもそうだったんですけども、土砂崩れとか山腹の崩壊などで多くの方が亡くなっている。椎葉村でも今、ベトナムの方とそれから会社の奥様と息子さんですかね、まだ、見つかったんですかね、あれは。ですよ。そういうことがたくさん起きておりますので、山間部の家を改築して町へおきてこられて新しく家を新築する場合とか、こういう場合には300万の補助金が出ます。300万って言ったらあまり大きい金額ではないので家を建てるにはちょっと不足かもしれませんが、多良木の木材を利用いただければ多良木町から100万が出ますので、400万については補助制度があります。

ですから、あとは融資を受けていただくしか方法がないと思うんですけども、町の方としましては、できるだけ政府系金融機関の融資についてもご相談には乗ればというふうに思っております。土砂災害の危険があるところはですね、是非、町の方におきていただくような方法、もしくはもう資金的に余裕がなければ町の住宅も空いておりますし、それからこれは空き家対策の方でもですね、空き家のご相談も役場の方から仲介をできると思いますので、ぜひ安全なところにおきていただければというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） そうですね、こういう特に警戒を要する地域にお住まいの方に対して、今質問をいたしております。

災害リスクの高い場所に住んでおられる方に対してということで質問してますんで、だれもかれもこうそうって質問じゃありませんので、特に危険な箇所にお住まいの方についてはそういう制度、300万、それから町の木材を使った場合とかっていう話もされましたけども、全体的には他にがけ崩れの恐れのある直近のところについては1000万まで出るような制度ですので、こちらの方でもいただいて、災害リスクをですね、少しでも取り除く方法というのが必要じゃないかなというふうに思いますんで、ぜひ、そういうこともこういう制度が

あるんだということも周知していただければというふうに思います。まだ質問がこの続きもあるんですけども、ちょうど1時間になってますので、ここで休憩のため。

○議長（高橋裕子さん） では暫時休憩といたします。

（午前10時59分休憩）

（午前11時06分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。2番。

○2番（中村正徳君） 今回、災害リスクのところでお質問をいたしております。

越権行為かもしれませんが、上球磨消防庁舎の新築移転がなされておりますけども、私はどうしてあの高さのところに建築されたのかっていうことを疑問に思っているわけですが、消防車両の高台への駐車場の整備であったりとか、緊急車両、それから消防署員が消防署に行く場合のですね、通路の確保であったりとか、水没してしまうとどうしてもそこに行けないとかですね、ボートで行かなきゃいけないというようなことになってしまうと大変ですんで、それから消防司令部もあそこにあるわけですけども、その機能が失われたりとか、非常用電源も屋上にあればいいんですけども、1階に水没してしまうと非常用電源も使えないということで、大変なことになるんじゃないかなと思って、前消防組合の組合長でしたんで町長に聞こうと思って、町長も答弁の用紙をたくさん用意しておられるんだろうと思いますけども、これ答えていただくとはですね、長くなるんで、ここは短くできましたら短く。

それかもしあれでしたらもうそちらの方の司令部の機能を確保することには十分するとかですね、その程度でお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、これにつきましてはですね、消防長と綿密な打ち合わせをしまして、大量の答弁用紙を作ってきたんですけども、はい、簡単ということであれば、まず今言われた車両の件なんですけども、車両は、国道沿いにかかなり広い敷地が高いところにありますので、そちらに移すということは、これは考えておりますという消防長のお話、それから実はですね、消防組合の組合長会議、正副組合長会議を何回か建設前にやってるんですが、その時に高さは大丈夫かという話が何回か出まして、その時は前消防長のお答えは、今40数年間ここにいるんですけども、上がってきたことは1回もないということで、今想定外のことがいろいろ起きてますからですね、それはちょっと安直だったのかなというふうに思いますが、しかし、先日の7月4日もまだまだ随分余裕があったという、下の道にはちょっと水がきてましたけれども、まだ車寄せのところまではまだまだ余裕があったということです。

それから電源ですね、これも1回も上がったことがなかったということで、そこに何ていうか設置したんだと思いますが、庁舎1階の裏に設置してあります。その話を、こういうご質問が出てるんですけどっていう話をしましたら、コンクリートであそこを覆って、電源を確保できるような形に、それは自分たちも上がってきたことの想定はしてなかったのっていうことで、そういうことを検討してみたいと。今度、正副組合長会議があったら提案をしてみますというふうなお話でした。

あそこが全部浸かってしまったらどうなるのかっていうことなんですけども、そこまではこないだろうという、これも想定外の事が起きればですね、何が起きるかわかりませんので、そういうふうになったらあのあたり一帯、あの下に住宅もありますからですね、浸かってしまいますので、そこらあたりは非常にいいご提案をいただいたので、今後消防署としても検討していきますというふうなお話でしたので、よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） 40数年来何もなかったっていうこと、浸かったことはないということで、今想定外のことが起きますんでですね。人吉も4.7メートル40年災の時に浸かったんですけ

ども、そのあとに、ダムに頼らない治水対策ということで、球磨村あたりは 5 メーターかさ上げされたんですよね。それでも今回はそれよりもまた上回って水が出たということで、多くの方々が犠牲になっておられますけども、あまり大丈夫だっていうことはですよ、世代間交流施設のグランドゴルフ場も今まであそこ浸かったことないんだってというふうなことで言われてましたけども、あそこも今回水に浸かりましたんです。あんまり昔のデータとかそういうの過信しないでですね、やっぱり備えは十分していつてもらいたいと思います。

それでは次にエ、急いでいきますので、避難所、災害避難所の増強について伺います。従来の規模を超える水害が発生していることを踏まえて国土交通省は、災害避難所の建物改修、密集対策を増強するため、自治体へ財政支援を行うということでございますけども、本町の指定避難所、多良木小学校、黒肥地小学校、町民体育館への常設のクーラーの設置、それから各施設の洋式トイレの増設、高齢者、子連れ避難者に対する個別避難所の確保等にこの制度を利用して取り組む考えはないか、簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。近年の水害などにつきましては、非常にこう従来の規模を超える水害が発生しておりまして、国といたしましては、2021 年度の予算概算要求に経費を盛り込む報道がなされております。

ただ詳細についてはまだ通知なども来ておりませんので、活用できる補助金であれば検討しまして避難所の増強を図りたいというふうに考えております。

○議長（高橋裕子さん） 2 番。

○2 番（中村正徳君） 是非、そういう国交省の方がですね、こういう建物改修、密集対策として予算をつけるということでございますので、是非この制度を利用してですね、やっていただきたいというふうに思います。

それから次に移りますけども、現在私の知りうる限り避難所施設というのは 7 カ所あると思いますが、改修を要するカ所を洗い出して、是非、先ほどの答弁のとおり、2021 年度からその制度に取り組むということですから、こちらの方に前向きに検討していただきたいのと同時に、久米地区には 1 カ所の避難所も指定されておられません。

毎回、前回もこういうことを質問をいたしておりますけども、どうして指定をされないのか、総務課長、明確な答弁をお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。もうご存じかと思いますが、久米地区には人吉盆地南縁断層が存在しております。最大震度 7 が想定されておりまして、そのために、今現在では避難所を指定していないところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 2 番。

○2 番（中村正徳君） 南縁断層があるってことは前々からですね、そういうことがされてますけども、私は今回の一般質問は、豪雨災害についての質問をいたしておりますので、こういう地震ではなくても、豪雨災害、氾濫の恐れがあるとか、豪雨が降ってるときに、それから今度の台風 10 号もそうですけど、風が強いとなると、やっぱり安全なところを住民の方々ですね、するのに、多良木町民体育館であったり、多良木小学校に行くのには遠過ぎるというようなことで、久米地区にもそういうのがないだろうかっていうことで、実は私のところにも、車を置かしてくれとかですね、私は私んところをかぎを開けてですね、自由に使ってくださいということで、1 世帯 3 名の方が避難されてたってというふうなことを聞く日聞いたんですけども、そういうことでやっぱり区長さんの方にも久米の避難所は久米公民館を開けてもらえんだろうかっていうようなことで、区長さんとしては、多良木の方に行ってくれとかいろいろ言われたっていうようなことで聞いてますけども、それはやっぱり責任があるわけですよね、自分が決定した。

ですから私も先ほど1世帯3名の方と言いましたけども、この方には私は全然タッチしませんから自分で入られて自分でおられたということにしてくれってということで、自己判断、自己責任でっていうことを言っていましたけども、そういうことで、多くの方々が久米地区の方はですね、南縁断層に関わらず、地震に関わらず、こういう豪雨災害、台風時についての避難所として、久米地区にもですね、是非、こういう避難所をですね、検討していただければと思いますけども、答弁をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。災害種別、地震以外での避難所として今後、検討したいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） 是非、地震以外の時の想定したところですね、検討していただいて、久米の人たちにも安心安全で早めの避難をしていただくようにですね、お願いをしてもらいたいと思います。

この項最後の災害弱者、避難弱者の対策についてということで伺います。移動手段を持たない高齢者、身体が不自由な障害をお持ちの方、独居高齢者、ひとり親家庭の方などさまざまな災害弱者、避難弱者がおられると思いますけども、これらの人たちに対する避難指示というものはどのような考えをお持ちか簡潔に答弁をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。今現在、災害弱者の方などの避難に時間を要する方につきましては、消防団により避難の手助けを依頼して対応しているところでございます。

また聴覚障害者世帯、3級以上の方になりますが、これらの人につきましては、現在整備しております防災無線デジタル化によります個別受信機によって文字表示による伝達手段を進めているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） 防災デジタル無線による文字表示もされるということで、今初めてお聞きしたんですけども、こういうこともですね、住民の方々に徹底をしていただいて、いわゆるこういう避難弱者といいますか災害弱者といいますか避難弱者の方に周知をしていただいてですね、こういうものを活用してくださいということを、まだデジタル防災無線が完全に工事がなされておりませんが、その時にはですね、ぜひあわせてお願いをしたいというふうに思います。

私もこういう人たちに早めに避難所に行きませんかとかお話をします。すると避難所では不自由な生活は嫌だとかですね、もう年だから何があってもここでいいとかですね、そういうことを言われます。それから仲間うちと離れて知らないところにぽつんと行きたくはないとかですね、いろんなことを言われます。

その一方で住民の方は、行政は何もしない、議員も何もしてくれないと、住民を見殺しにしているとか、いろんなことを意見をお聞きます。そういう面からですね、こういう避難弱者、それから高齢者で持病を持って、今加療中の方々もいらっしゃると思うんですね、こういう方々にも対しましてもですね、視覚障害者、聴覚障害者の方には先ほど言われましたけどもこういう投薬をされて、病院に通っておられる方とかですね、そういう方に対しても、避難弱者、災害弱者だろうというふうに思いますんで、こういうところも含めてですね、お話を、啓発、啓蒙に努めていただければというふうに思っております。

先ほど災害リスクの高い場所ということで話をしました。これは急傾斜地にお住まいの方、レッドゾーンに住まれた方っていうことでしたけども、この災害弱者に対しての何て言いますか、移住であったりとか移転であったりっていう考えはないのかどうか。

もう高齢でひとりでお住まいの方とか、移動手段を持たないんだとかって言われる方がおられると思いますけども、そういう方々に対してのそういう移住であったり移転の話っていうのはなされないのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えします。先ほどお答えしましたとおり、今現在はイエローゾーン、レッドゾーンの方に注意喚起で呼びかけておまして、まだそういった災害弱者、避難弱者の方に対してはちょっとまだそういった取り組みはしてないところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） 是非ですね、こういう独居老人の方、お1人で高齢者の方っていうものもなかなか地域の民生委員の方であったりとか、消防団の方々が近くでならないんですけども、かなり山間地にお住まいの方だったら災害時行って避難させるのも無理だろうというふうに思いますんで、ここいらも先ほどの急傾斜地だったりとか、土砂災害警戒地域の方と同様にですね、やっぱりこういう方に対しても検討していってもらいたいというふうに思います。

それで次の質問に総合的な質問になってくるわけですけども、最後の質問事項に入らせていただきますけども、最後と言いますけども、最後じゃなくてですね、コンパクトシティ化についてのお伺いをしたいと思います。

超少子高齢化社会、高齢化率がもう40%、65歳以上の方がですね40%を超えようとしておりますけども、以前より私もコンパクトシティ化を図るべきではないかと質問をいたしておりますが、今回の7月豪雨災害について五つの項目についてくどくどと質問をいたしました。いろいろな問題点が浮かび上がってきております。このことに対し、まず災害弱者からコンパクトシティ化に取り組む気持ちはないか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 災害弱者という定義なんですけども、災害のときに自力での避難が難しい方々、それから避難行動に何らかの支援を要する方々のことを災害弱者ということで定義されておりますが、お年寄りやひとり暮らし、それから身体障害者の方ですね、こういった方がおられると思うんですが、先ほどお話ししました町営住宅だけではなくて、町には民間の住宅もあります。ただ、この民間の住宅は今、7月豪雨災害でいろんな方々が入ってきておられるということで、ほとんど民間の住宅は満杯になっているというお話でした。

町の政策として空き家対策、先ほど仲介と言いましたが仲介はこれは不動産業者の方しかできませんので、紹介ということなんです。紹介をして個人の住宅を借りるという方法もあると思いますので、そういう空き家の所有の方と所有者の方と相談をしていただいでですね、多良木町たくさん空き家がありますので、300戸以上空き家があるというお話ですので、是非そういうところにも移り住んでいただければというふうに思います。

で、災害弱者の方はですね、周りに見ていただけるような方がいらっしゃる、そういうところの方がいいというふうに思いますので、場所を選んでいただいで、そういうところに住んでいただければというふうに思います。

先ほど県の補助金が300万と言いましたが実は先ほど久保課長に聞きましたら、町の方が30万上乗せをしているので、330万ということで、すいません、そこは訂正させてください。

せっかくコンパクトシティの話が出ましたので、コンパクトシティが持つべき生活空間と要素として多良木町にそれを当てはめた場合ですね、こうであつたらいいなというふうな思っていることをお話をさせていただきますと、これからつくる居住空間はできれば密度が高い方がいい、あんまり広くないっていうことですね。そして買い物あたりの日常生活をまかなう、町の中心までの距離が近いということが必要かなと思います。そして、一方でこれからは整備した社会資本をフル活用するためには、町をあんまり無秩序に拡散させない方がいい

いと、これは行政の方としてですね、個人でいろんな遠くに作りたいっていう方々はいらっしやると思うんですが、それから自動車を使わなくて日常生活が充足できるそういう場所にお年寄りの方々は住んでいただく、災害弱者の方もできればそういうところの近くに住んでいただく。これまでのような車社会を前提とした町のあり方の軌道修正を徐々にですね、図っていく必要があるかなというふうに思います。中心街の土地利用はなるべく空洞化を押さえていくということが必要だと思います。できればたくさんの方が同じ地域に住んでいただく、安全なところに住んでいただくという方法ですね。

それから、公共それから公益機能の適切な配置とこれは行政側の話になるんですが、既にある居住空間の集積誘導によって生まれる町の賑わいをそこで図っていく必要があると。それから、先ほどから言っています歩いて生活できる町のエリアですね、やはりお年寄り災害弱者の方々は、大きな移動というのはなかなか難しい、また人手が必要ということもあります。そこには消防団の方々とかですね、手助けをしていただける、社会福祉協議会のボランティアに登録していらっしやる方々とかいらっしやると思うんですが、やはり大きな災害の時にはなかなかそれも消防団ぐらいしかお手伝いができないと思いますので、そういうふうに思います。

それから周辺の農業の土地利用との共存と共栄と、その関係をうまくつなぎ合わせることでちょっと変な言い方ですが、緩い共同体というか、コミュニティですね、ゆるコミュというらしいんですが、これを安心安全が確保できる生活環境を形成していければそこに災害弱者の方も安心して生活できるのではないかなというふうに思います。

それから生活から切り離せないごみの問題、環境問題ですね、これは今、町中のお年寄りの方は道路に出していただいて収集をしている、こちらは区長さんの力に負うところが大きいと思うんですが、そういう持続可能なサステナブルな町の形をつくっていくという必要があると思います。そういう形をマネジメントしていくことで、必要な町の機能と公共サービス、そしてライフライン、インフラを集中させて良好な生活環境ですね、住環境とそして敷居の低い交流空間をそこに作っていければ、災害弱者の方も安心して住めるのではないかなというふうに思います。

いろんな世代を取り込みながら、効率的に実現していくということが必要かと思うので、ここから先はちょっと省略させていただきます。コンパクトシティにつきましては、そういうことを考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（高橋裕子さん）** 2番。

**○2番（中村正徳君）** 前半では町営住宅等々の空き家、空き室を利用したっていうようなことでしたけども、後半については、本格的なコンパクトシティっていうことでの取り組みについてのお話を聞かせていただきました。やっぱり都市機能を充実させたっていうことですね、高齢者であったりとか、そういう移動手段を持たない人たちとかですね、それから危険な地域にお住まいの方ということで、まずもって先に取り組んでいくべきだろうということで今回、質問を挙げさせていただいておりますけども、これには当然福祉の充実したっていうんですか、そういうところのをしていくとそこに住まわれる方っていうのは安心でありますし、それから組織、先ほど言いました都市機能があるっていうことはそこに消防署もある、それから警察署もある、それから病院もある、買い物するのも近くにあるということで、私は大変、こういう災害リスクの大きく抱えておられる人たちには重要かなというふうに思いますので、是非、こちらの方も取り組みをですね、していただいて、あくまでも無理やり移住していただきとか定住していただきとかって移転をしていただきっていうことじゃなくて、やっぱりそういう災害リスクがありますとか、いろんなことですね、働きかけをしていただきたいというふうに思います。

先ほど町長が答弁をされてきておられたところを私の方でちょっと後の方でまた質問をい



たしますっていうことでしておりましたけども、過去を振り返ってみますと、昭和 38 年、39 年、40 年と続けてですね、災害が発生したということは水害が起きたということはですね、皆さん方ご存じのとおりだと思います。特に昭和 40 年の 7 月の 3 日の水害が記憶には私は 1 番大きくなってますけども、その当時、市房ダムができており、35 年にできておりましたけども、ダムの放流によるもの下流域の方になると人的な災害であったっていうなことを言われたというような言われなかったような気がしますけども、そのことを踏まえて、41 年には川辺川ダムの建設の計画がなされております。このことについては、皆さんご存じのとおりだと思います。その後の経過についても、どうなったかっていうのも皆さん方ご存じのとおりだと思いますけども、その後 46 年、47 年、54 年とまた続けて災害が発生をいたしております。

私は今回のは市房ダムの放流ではなかったと断じて思ってます。線状降雨帯が長く続いたっていうことで、そういうことで想定を超えたことで災害が起きたんじゃないかな、水害が起きたんじゃないかなというふうに思いますんで、私個人の考えですけども、私は川辺川ダムがもしあったら、多少は抑えられたかなっていう、私の個人的な考えですけども、これは検証してみないとわかりませんが、そういう考えを私は持っております。

そういうことで、今度の水害については町長も牛島地区、是居地区、それから柳橋川近く、それから仁原川、これらについての河床の掘削といいますか河床掘削じゃないんで浚渫等々をされて、樹木伐採もされたっていうことで、天子橋から上の方をやられたんですけども、これにはかなりの効果があったということで、町長も国の方に要望された時にそのことは言われてですね、それが 7 日の日に国交省、それから県の土木部みえて現場を見たいということでしたけども、台風 10 号の影響で取りやめになりましたけども、残念でありますけども、また来ていただけるものと思いますけども、その時、先ほど町長が言われたように、またその地域にですね、土砂が流入して、河川の流入が上がってきてるわけですね。これも先ほど答弁ではやりたいということでしたけども、今度見えた時にはまたその現状で今、バックウォーターの起きるところって言いますけども、奥野の奥野川、伊良目川、こちらの方も、やっぱり同じように土砂が増えますし、それから枝川内川にもこれは流木もありますけども、枝川内川の砂防があるんですけども、砂防も満杯になって満杯以上にあるわけですね。

こういうところについて、町長、ちょっと端的に、時間がありませんので、もう 1 項目残ってますんで。答弁をお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 先ほど言われた国土交通委員会、国会議員の方ですね、国土交通委員会と九州地方整備局、九地整の方、それから熊本県、そして八代河川国道事務所ですね、来ていただく予定だったんですけど、残念ながら言われたように、今度もし来られたら、そういう要望も議員の皆さんからも言っていただいていたと思います。

時間は 20 分だったんですけど、今度はまだちょっと延ばしていただくようお願いをしておりますので、できれば、先日、同僚議員が言われたことも多分言われると思いますので、久米地区の河川についてもですね、掘削を、河道掘削それから何ですかね、浚渫をしていただくようにということでみんなで要望していけば、多分、こちらは非常に球磨川の樹木伐採と河道掘削、浚渫については非常に高い評価が出ておりますので、私も事あるごとに言っておりますので、多分、来てくれてしっかり視察をしてくれる、その中で重ねて要望していけば、またそういうことも実現するんじゃないかなというふうに思います。

○議長（高橋裕子さん） 2 番。

○2 番（中村正徳君） 多良木町にはかなりの河川がですね、球磨川に流れ込んでますんで、その支流の方も全般的にやっぱり私たちもそうですけども、要望していきたいと思います。

奥野川については毎年もう氾濫をいたしましてですね、民家も 1 件毎年水没します。それ

は河床が上がってきて土砂が流れ込んでですね、来ている関係がありますんで、そういうところが町内にはたくさんあると思うんで、またそこいらも是非一緒に要望していただきたいというふうに思います。

それでは最後の質問をいたします。決算認定について、令和元年度一般会計・各特別会計等、会計年度決算認定書が提出をされております。監査委員より執行部、議会議長あてに監査意見書が提出されております。執行部に対する指摘事項に対する対応はどのようになされているのか答弁をお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。意見書の中でですね、適法でない事案などが指摘されまして、是正する必要がある場合は必要な措置をとって、その是正結果を監査委員に報告するのが通例ということになっております。

ただあの決算審査、また定期監査の公表におきます各課ごとの指摘事項につきましては、監査中に行政事務や各種事業のヒアリングの結果、監査委員からの今後の検討事項、あるいは提案事項などが指摘されております。その対応につきましては、直ちに取り組めるものにつきましては随時対応いたしておりますが、例えば財政措置とか、人的対応が増加するもの、また外部団体などとの調整が必要なものについては、熟慮しながら検討を行っているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） これまでの監査意見書を見てみますと、毎年同じような指摘事項が見受けられましたんで質問をいたしてみました。

歳入歳出会計監査につきましては、議会も審議採決をさせていただきますので、こちらの方はわかるわけですが、行政監査部分といいますか、先ほど課長が言われました人事配置であったりとかですね、そういう行政面については私たちが口出す事項ではありませんので、そちらの方についてはわかりませんので伺いをしてみたわけですが、そん中で今回、事務管理、人事管理ということで7項目のことで各課に聞き取り、ヒアリングをされたってというようなことで答弁がありましたけども、1番目は職員の事務の配置であったり、2番目は職員の安全管理、3番目は職員の数の増減、4番目は職員の配置、5番目が職員間の相互の連絡調整、6番目が住民にわかりやすい組織改革であるか、7番目が組織の改革を求められておりますが、この最後の方の住民にわかりやすい組織改革になっているのか、7番目の組織の改革が挙げられて、改革がなされているのか、ということには機構改革の中でやってきておられましたけども、1年程度延ばしたいということで町長の方で答弁がなされておりますけども、この6番、7番については、通告はいたしておりませんでしたけども、現在、どういう方向性で課内で検討されているのか。

それから、監査委員についてはどのような報告がなされているのかお聞きしたいと思えます。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。機構改革につきましては、これまで係長レベルで積み上げてきてありますので、現在、それをベースに課長会の方で検討を行っているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） 機構改革については今課長会の方でされてるってことですが、おおむね1年ほど待ってほしいというような町長の答弁でしたけども、何月ぐらいまでには機構改革の素案といいますか、答申ができるのかどうかをお伺いをしたいと思いますけど。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。機構改革を行いますと、当然、例えば課、係のレイアウトであったり、あるいは電算システムの変更あたりが生じてきますので、多少の時間が要しますので、なるべく早い段階では結果をまとめたいというふうに考えております。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） 早い段階というのがどの時期になるのかちょっとわかりませんが、町長はわかりやすい機構改革、組織改革を住民にわかりやすいということをおっしゃっていただけたらいいのですが、前の案の中では横文字が並んでいたような気がしますけども、このわかりやすさについては、町長はどういう考えをもっておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 実はあの7月豪雨の前に総務課長とちょっと打ち合わせをしまして、もうそろそろ機構改革に手をつけんといかんというお話をしておりました。

前回のあれは基本的に係長会議で揉んだやつを一応課長会で諮って、じゃあこれでいきましょうということであのとき提示をしたわけですが、今年の3月はいろんな問題が山積しておりまして、ちょっとこう町の方としてもですね、なかなかそちらに集中できなかった部分もあって、言い訳になってしまいますけど、結局、議会の方とご相談してもうちょっと延ばしてみようということになったわけですが、わかりやすいということはやはり非常に大事だと思いますので、課の名前ですね、そういったものをもうちょっと新しい形でやれたらということで前回の提案をしたわけですが、オーソドックスな形の機構改革の方が皆さんに受け入れられやすいかなというふうに思います。

それと前回、私たちが教育委員会と子ども対策課をくっつけたような形でやっておりましたけど、そこらあたりもしっかりと踏まえながら、なるべく早い時期にやっていきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） 早い段階でですね、是非お示しをしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋裕子さん） これで2番中村正徳さんの一般質問を終わります。

昼食まで15分ですが、これで一般質問を、午前中を終わりたいと思っておりますけど、村山議員それでよろしいでしょうか、午後からでよろしいでしょうか。では午後からで。

昼食のため暫時休憩といたします。午後は一時より開会いたします。

（午前11時47分休憩）

（午後1時00分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、5番村山昇さんの一般質問を許可します。

5番村山昇さん。

### 村山 昇君の一般質問

○5番（村山昇君） それでは、私の一般質問をさせていただきます。皆さん7人の方それぞれ今回の豪雨の災害に関して質問をされております。私も今回、豪雨災害に遭われました、被災されました、また亡くなられました方々に対しまして、お悔やみとお見舞いを申し上げます。今後、早い復旧復興がなされますことを祈念いたしております。

私は皆さんがそれぞれもう2カ月を経ちました7月の豪雨に対しまして、それぞれ質問をなされております。私は槻木地区が多良木町で孤立をしたという報道がなされました。それに対しまして行政の対応、あるいは住民の要望等がなされたいと思っておりますし、そのことに

ついて、対応、支援についてお伺いをしていきたいというふうに思っております。

多良木町のマップを見てみますと、自主避難場所については多良木町役場休憩室、槻木地区は槻木小学校体育館及び元下槻木小学校としてあります。自主避難される場合にはまず役場総務課に連絡してください。また、一時避難場所についても避難場所が明示されております。槻木地区につきましては、自主避難が今申し上げました槻木小学校と元下槻木。それから一次避難が槻木小学校と下槻木集会施設。それから避難勧告、指示等については多良木小学校体育館というふうに避難場所の一覧表の中に載っております。

またこのマップを見てみますと、槻木地区はほとんどの集落が急傾斜あるいは土石流危険箇所の色が塗られておるところでございます。そういう一次避難あるいは自主避難場所についても危険箇所といいますか、急傾斜あるいは土石流の危険箇所となっております。

行政といたしましては、住民の災は災いの前に逃がすと。あるいは住民は疑わしきを察し、災いの前に逃れるというなことから、避難場所の設置、あるいは避難勧告等がなされただろうと思います。

発生時についての対応ということにしておりますけれども、3日の日からいろいろな対応がなされておりますし、一次避難、あるいは避難勧告等がなされておるようでございます。そのことについてまず槻木地区、あるいは多良木町全体にどういうふうなことで通知をされたか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

**○議長（高橋裕子さん）** これより町長、関係課長の答弁を許可します。

仲川総務課長。

**○総務課長（仲川広人君）** お答えいたします。町全体の件につきましては、せんだって全員協議会の方でも時系列でお配りしましたとおり、当初から自主避難の勧め、それから避難勧告、避難指示を出しておるところでございます。これは先ほどの中村議員の答弁でもしましたとおり、避難に関してはそういったことでございます。

槻木地区につきましても避難勧告、避難指示、避難勧告をまず最初に出しておりますが、それから以降ですね、集落支援員であったり、区長などから連絡をいただいております、そのたびにですね、避難されるならばへりを要請しますので、ぜひ避難をしてくださいという呼びかけは常々行っておりました。そういうところでございます。

**○議長（高橋裕子さん）** 5番。

**○5番（村山昇君）** 一次避難、あるいはそういう指示をする場合には、区長あたりを連絡して、まず役場に連絡をしてくださいと。消防団員の方の指示に従って、速やかに避難をしてくださいというようなことでありますので、そういうふうな対応がなされただろうと思いますけれども、今回のこの豪雨に関しまして、孤立というような状態が出た後のことでございますので、それぞれの自主避難もされた方もおるし、また一次避難をされる方、避難勧告によってしたいという方もおられたらろうと思います。

そういうことから、そういう要請が今区長を通じて、あるいは集落支援員からあったというなことでございますけれども、そういう手段について、誰かをまた介してやられたのか、区長、あるいは集落支援員あるいは住民の方から直接行われたのか、そういう要請に対して町はどのような答弁をなされたのか、対応されたのか、その件について、この1番、2番をあわせてお伺いしたいと思います。

**○議長（高橋裕子さん）** 仲川総務課長。

**○総務課長（仲川広人君）** お答えいたします。時系列で申したいと思いますが、まず救助、物資関係でございますが、7月8日の日に飲料水、食料の要請がっております。これにつきましては、海上保安庁のへりを要請いたしまして、物資の方を運んでおります。またそのときに、救助要請2世帯3名の方が避難をしたいということでございましたので、その海上保安庁のへりが槻木地区からこちらの方に来るときに避難をされております。

また同じその日に槻木地区の方が停電いたしましたので、発電機 10 台、燃料缶 10 缶の要請があつておりましたので、これまた別に自衛隊のヘリを要請いたしまして運んでおります。

7 月 12 日の日に飲料水、オムツなどの要請があつております。この時には、避難指示を出したときでございました。当初は 2 世帯 3 名の方も避難するということでございましたが、ちょうどその時が天候の具合によりまして、ヘリが飛ばないということでございまして、一応県警ヘリに要請をいたしておりまして、その翌日だったと思ひますが、飲料水、オムツなどの要請があつた物資を運んで、県警のヘリで運んでおります。ただ、当初予定しておりました避難される方は結果的には避難をされなかったということでございます。

7 月 14 日に薬の搬送要請があつておりますので、これにつきましては企画観光課の職員に対応をお願いしております。

7 月 17 日に飲料水、食料、生活用品の要請がありましたので、役場で直接消防団の槻木方面隊長それから集落支援員の方に渡しております。

これ、今申し上げました要請につきましては、固定電話、また携帯電話での手段で主に集落支援員の方を通して要請があつております。またその他ですね、道路復旧による孤立解消、迂回路の要請がもう当初から多数寄せられておりました、それにつきましては集落支援員、あるいは各区長また地区の住民の方からそういった要請があつておりました。以上でございます。

**○議長（高橋裕子さん）** 吉瀬町長。

**○町長（吉瀬 浩一郎君）** 今、総務課長が申し上げましたとおりですが、私が係わっていた部分についてちょっとご答弁申し上げたいと思ひます。

道路に関しましては、再三お願いがあつておりましたので、町は全力をあげて答えるようにということで話をしておりました。環境整備課の方と何回もやりとりをしまして、道路に関しては災害後、担当課で現地を調査してもらいました。環境整備課、それから林務課の方にも行っていただきまして、県道中河間線が通れなくなつてると、それから小林方面も通れなくなつてるといふ、小林方面に関してはガードレールだけを残して道が落ちてしまつていふということがありましたので、西都の土木事務所の西米良出張所の方に私も直接電話をしました。何とか 265 号線通してほしいということで。

それと、槻木診療所の方ですね。こちらは電話で今診療していただいておりますが、これが実は公立多良木病院の議会のときにですね、湯前町の・・・議員の方から先生はどうして来られないんだろうかという湯前の町議にそういう話がどこからかいつてましてですね、私の方からもお願いをしまして、来週、先生に行つていただくようにということでお願いをしております。また他のはいいですかね。

それとし尿のくみ取りについては、清掃公社をお願いしてはありますが、迂回路をまわつて槻木のし尿くみ取りを行つていただいております。こちらが差額分については、熊本県の方に出していただいております。

それからごみの収集は月 1 回で第 3 金曜日に収集をしておりまして、行きは 265 号線を通つて、帰りは小林周りで返つてきてるということです。

それから乗り合いタクシーにつきましてはですね、石ニタ地区までは迎えに行つております。火曜日、木曜日、金曜日ということで、料金は従前どおりです。支援員の方がそこまで送つてきていただいて、そこから乗り合いタクシーに乗つていただくということを今やつていふところなんです。

**○議長（高橋裕子さん）** 5 番。

**○5 番（村山昇君）** はい、今の要請につきまして答弁がありました。これテレビ等で放映されて孤立状態というようなことで、住民の方々は行政の対応が遅れている、あるいは何もしてくれんというようなことから出たんだろうと思ひますけれども、今、湯前の議員の名前も出

ましたけれども、3地区の区長さんたちが特に連絡はしていただけたらと思いますし、また支援員の方もおられますので、支援員の方もいろいろと要請はされたいと思います。

そういう対応について、行政としてもいろいろ対応、あるいは支援はされている、そういうことが住民の方々にそれぞれ伝わっていないところもあるんじゃないかなというふうに私が思ったものですから、まず病院の方に運ばれた方もおられると聞いておりますし、それから、今言われましたように3名の方が海上へりでこちらの方に運ばれたと、搬送されて避難されたということもありますし、また停電のためにこれは消防団が持つ発電機だろうと思いますけれども、容量的に足ったか足りないか、その点についてはまた検証が必要だろうと思いますけれども、消防団が持つ発電機についてどこまでの対応ができたかということもあろうと思います。

そういうことで、県警のヘリ等も要請されておりますし、物資も運んでいらっしゃる。また後で聞きますけれども道路等についても、林道災害あるいは町道、県道それぞれ災害が起きておりまして、非常にこう道路網が遮断をされた。そのために孤立をしたということでの大変こう住民の方については心配があつたらうと思っております。

それに対して行政が速やかに対応をしたかというようなことが私の耳にも入ってきて、もう2カ月になりますけれども、まだよその県を通るような迂回路であるというようなことでございましたので、今回、この槻木地区の問題について質問をさせていただいたところでございます。

先ほども言いましたように、行政は災害、災いが起こる前には、そういう対応をしなくちゃならない。あるいは住民の方は早く逃れる。そういうことでいろいろと対応はされておりますけれども、なかなか住民の方がそれによって動いてくれない場合もあろうかと思っておりますけれども、できるだけ対応はしていただかないと、後から何もしてくれなかったとか、孤立状態になってそういう問題が出るんじゃないかなというふうに思ったわけでございます。

先ほど支援員の問題が出ました。これは停電になったために、なかなか電話がつかない等で公務の電話を支援員が持っていたということで、いろいろと支援員を頼ることが多かったらうと思っておりますけれども、その支援員の方の立場として、集落の災害等で住民の方々がそういう頼る立場、あるいは要請する立場等になって動かされたのか、その立場というのはどのような立場で動かされたのか、その点について、もう3番目ですけれども、お聞きしたいと思っております。

**○議長（高橋裕子さん）** 岡本企画観光課長。

**○企画観光課長（岡本雅博君）** 集落支援員の立場ということでございますので私の方から答弁をさせていただきますと思います。

ご承知のとおり集落支援員につきましては、総務省の制度に乗ったところでの採用ということになっておりまして、まず多良木町におきます集落支援員の募集要領の中に活動内容というのを明記しております。8点ほどあるわけですが、特にこの中には、災害時における業務等については明記しているわけではございません。

ただ、この活動内容の中で、町や集落の住民が行う振興施策への協力というものがございます。有事の際におきましては、ここに書いてないのでしないとか、そういうことでなくて、住民という位置づけもございますので、この振興施策への協力という部分で今回の災害におきまして、地域の代表は区長だとあくまでも思っております。

その区長との情報共有、それからできる範囲での協力というものをさせていただいたというふうに思っております。

**○議長（高橋裕子さん）** 5番。

**○5番（村山昇君）** 今、支援員の立場と申しますか、そういう任務等について話されましたけれども、こういう災害等の起きた場合には、そのときの対応と申しますか、行動については、

やっぱり別で、そういうマニュアル等はそういうことについてはですね、やっぱり支援員の方にも言うておかないと、やっぱり住民の方は頼る人もおられるかもしれませんが、区長あたりがおられる場合には区長が主になって動かれますので、おまえ何しよってやて言われた場合に、支援員の立場として、行政と住民の間の板挟みになる場合もあるかと思えますので、そういうやっぱり立場にしたところについては、明確なことで災害時の対応等についてはこういう対応をしてくれとか、区長と一緒にそういう住民の方々の方についてこういうことをしてくれと、そういうことはやっぱり言うておかないと、なかなか動きにくいんじゃないかなというふうに今回、支援員については、集落の支援員という立場からいろいろと動かれたということで聞いておりますので、そのことについては感謝をしながらですね、そういう対応について明確にしてもらいたいというふうに思っております。

次に、県道中河間多良木線の問題については、先ほどからいろいろと出ております。この中河間線の他にも町道等についても林道についても災害が大分起きておりますし、山腹災害等についても報告がなされております。

そういう箇所が出ておる中で、中河間多良木線も県境付近については、災害が起きたけれども、仮設道路が迂回路として、速やかにできたということで、迂回路ができていますようでございますけれども、石ニタ地区については、今回、調査をさせていただきましたけれども、まだなかなか現在の状況についても、早くできるような状況ではございませんけれども、これについて、いろいろやっ通ることになったと、何時間かけて出てきたというふうな声を聞きました。

こういうことで、宮崎県あるいは小林市というようなところでいろいろと話をしながら、迂回路等についても確保ができたんじゃないかなというふうに思っております。その経緯等について答弁をしていただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） お答え申し上げます。槻木地区への通行車両関係については今2ルートがございます。いずれも宮崎県側から入ってくるルートでございます。

特に西米良村から入ってまいります国道265号につきましては、県道中河間多良木線の方が路面決壊をしておりましたので、当時唯一、本町の方に抜けられるルートということでございましたので、早急にですね、西都土木事務所とまた西都土木事務所の西米良出張所の方に電話をいたしまして、本町の槻木の状況等を説明をさせていただきました。

それで、この265号につきましても、崩土等で交通止めであったわけですが、これを何とか通していただけないだろうかということでもちょっとお願いをいたしましてですね、こちらの方を早急に啓開活動をしていただきまして、7月の20日だったと思っておりますけれども、にはこのルートの方のですね、開通をしていただいた経緯でございます。

今回のもですね、台風の接近によりまして、やはり山間部の道路でございますので、やはり予防的規制という形で事前に交通止め等もあっておりますので、やっぱり、西都土木事務所さんとは綿密な情報を取りながらですね、路線の確保に努めていければと考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） いろいろ、この災害については、この場所についてこのマップを見てみますと、この場所2箇所、石ニタと県境付近、この地区は急傾斜も土石流も、そういう色がついていないところが起きておるといことなんですよ。

それで、槻木地区のいろいろな危険箇所を色分けしてありますけれども、急傾斜地あるいは土石流の危険地域も各集落が色塗りをしてありますけれども、今回の道路の決壊のところだけはこの危険箇所になっていない。なっていないところがこういうことで交通不能になるような災害が起きるといことでございますので、やっぱりこのマップ等の調査等について

も、また避難場所についても、危険箇所が塗られているところが避難場所になっている槻木地区でございますので、そういう道路等についてもいろいろと調査が必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

この迂回路については、今、環境整備課長が申しましたように、いろいろ早急にしたいというようなことで話がされて、県境付近については、早速迂回路ができています。また今回の道路決壊箇所、石ニタ地区については、いろいろ工法的に調査はされているようでございますけれども、多良木町本町の方のに来る場合に、槻木の集落の方については、この道路が1番最短距離になるということで今、両方に車を置いて、乗り継ぎをしながら出てこられているというような状況でございます。

この進捗については、いろいろ今から緊急査定等もあらうと思っておりますけれども、そういうことについて、進められているということでございますけれども、これ、今年内にできる見通しはありますか、その状況について。

○議長（高橋裕子さん） 久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） はい、今、議員申されましたように、県の方で工法検討等がなされているところでございまして、県の方といたしましては、令和3年3月を目指したいということになっておりますので、年内に完了するかということについてはちょっと聞いていないところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） 3月ということなら今年度以内。今の箇所をそのままの復旧というと、なかなか厳しいところがあるし、また仮設についても、栈道橋をかけるというようなことについても、いろいろ大型等が通る仮設道はなかなか厳しいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、普通車程度が通るような道路はですね、早急に仮設道として本当は作ってもらいたいわけですが、できるだけ早く、あそこ辺りが道路自体がですね、急勾配だし、平坦地ならばある程度の回り道でもすればできるような道路ができるわけですが、高低差があるということならば、先ほども質問があったように、ループ橋あたりを考えたらというような話も出ておりますけれども、そういういろいろな工法もあらうかと思っておりますけれども、できるだけ早い、早く通るようなことをしていただかないと、今、槻木の方が回っておられる道、あるいは乗り継ぎをしながら不自由されていることを考えたらですね、そういうところをやっぱり行政は早目に上の方に連絡をしながらしていただきたいというふうなことを希望しておきたいと思っております。

それから5番目に入りますが、火災、今もう交通が不能になっている、道が回り道になっておるというようなことで、火災とか病気、あるいはケガ、この緊急時の対応に関してですね、関係機関との協議をなされているかということでございますけれども、こういう対応については、住民の方々にはいろいろと話はされているだろうと思っておりますけれども、そのことについてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。迂回路の確保ができましたから槻木地区緊急時対応マニュアルを作成いたしまして、槻木地区の各戸へ配布をいたしております。

内容といたしましては、火災発生時、火災が発生した場合ですね、それから緊急対応といたしまして、重病、重傷者などの体を動かさない場合、それから軽症で体を動かせる場合の対応、あとは救急ですね、車両事故、倒木による下敷きなどの対応などに分けてマニュアルを作って周知をいたしております。

特に火災時におきましては、西諸広域行政組合、小林市消防団、西米良村消防団と連携して対応することといたしております。それから救急時につきましては、西諸広域行政組合と連携して対応するというようにいたしております。



また軽症の場合につきましては、体を動かせる場合ですね、上球磨消防署につきましては、県道の路肩決壊現場まで急行いたしまして、槻木地区の方からは消防団員または集落支援員が患者を搬送して乗りかえて病院へ搬送するということに対応をいたしております。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） はい、今マニュアルを配布してあるということでございますけれども、これはもう槻木の方、住民の方全員がこういう内容等については知られておるといっていいんでしょうか。それとも配布しただけで、なかなかこう見られない方もいらっしゃると思いますけれども、そのことについてはまだ説明会等はなされていない、そういう要請に対しては今どのようなになっているか。

そうしないとこの緊急対応マニュアルというようなことでしてありますけれども、この中身を言っても、重症、重病、体が動かない人たち、こういう場合の人たちはどういうふうにするか。またそういう軽症の人たちの場合には、119番をしても、自分たちでいくのか、どこまでいけば迎えに来てくると、先ほど決壊箇所までは来るということでございますけれども、そういう内容について詳しく説明をしてあるのか、その点についてもう一度。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。説明会は行っておりませんが、配付の際に集落支援員、それから槻木地区の消防団員とにお願いいたしまして各戸配布それと連絡網をつかって対応するというところで協議をいたしております。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） 今、集落支援員、あるいは区長等を通じてやっていらっしゃるようございます。集落支援員の公用車等を使いながら乗り継ぎをされるようなマニュアルだろうと思いますけれども、そういう支援員についても先ほどから言いましたようなこういう緊急時の問題等については特に、区長あるいは支援員の方々、あるいは消防団、そういう方々が動かなくてはできない。またはこちらから行っても向こうから来るのが遅い。そういう場合にはヘリを頼まなくちゃならないというような事態も出てくるだろうと思いますので、そういうことについても十分住民の皆さん方の要請を聞きながら、要望を聞きながら、対応をしていかないと行政は何もしてくれない、行政だけでなくして、議員までかかってきます。

私もまだ槻木には入っておりません。入っておりませんが、これだけは聞いておりますので、そういうことで今回こういう、槻木地区に限っての質問をさせていただきました。

最後に、今までいろいろと行政として何もしてくれないというような声の中で、対応してきた対策本部長、町長である吉瀬町長より答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） さっきの話と重複するかもしれませんが、今、想定外のことがいろんなところで起こっております。槻木地区に関しても、やはり今まではその運がよかったただけだというふうに考えてほしいんですね。これからひょっとして、大きな事故が起きる可能性がある。ですから、町の方としてはできるだけ避難をしてきていただきたいという願いをしております。

実は先日、要望書を、道路を早く通してほしいという要望書を槻木の方が持ってこられましたので、区長さん3名来られました。私たちが応対したんですが、ぜひ避難をしてほしいという願いをしました。そのときも避難をするという答えはいただけませんでした。残念ながら。

避難をするにしても、ヘリで避難をするという場合もありますので、ヘリは有視界飛行でしか飛んでくれないので、できれば、こちらが天気のいい日を選んでお願いしなさいと言ったときにはぜひ避難をしていただきたい、私たちは住民の方の生命第一、安全第一だと考えておりますので、まずそこから、そこを立脚点として支援を展開しているということです。

先ほどいろいろ言いましたが、まず最初に人工透析の・・・さん、名前すいません。人工透析の方もですね、私たちがこれはもうちょっと危ないので、早速行ってほしいということで行ってもらって、災害関連死を防いだと私は思っています。もしそれあれそのままほったらかしてたら多分、災害関連死が起きた可能性が大きいと思います。なぜならば途中で、たかみや医院がかかりつけの病院だったと聞いております。錦あたりまで運んでいたら心肺停止になってしまわれたと。急遽、たかみや医院からファックスで公立病院に薬の処方を送っていただいて、公立多良木病院で何とか命を取りとめたというふうな私たちはそういう認識でおります。

それから海保のヘリ、それから自衛隊のヘリ、県警のヘリ、そういうのもすべて防災担当で要請しております。それから道路に関しましては、先ほど環境整備課長が言いましたとおり、かなり、私の前で環境整備課長がけんか越しで電話しましたので、おっと思ってちょっとびっくりしたところもあったんですけども、私の方からも西米良の方にはお願いしております。黒木村長の方にもお願いをして、小林市の宮原市長にもお願いを直接しております。

それから、槻木診療所が使えなくなっているのということがありましたので、そちらの方は健康・保険課の方で対応していただいて、電話で診療ということで、来週は先生も行っていただくということになっております。それからし尿のくみ取り、そしてごみの収集、乗り合いタクシーすべて要請があったものに関しては町はすべてにおいて、誠実に対応しております。

しかし、それでも何もやってくれないっていうのはやはり道路が通っていないので、自分たちの自由がきかないということからどうしてもやっぱり町は何も対応してくれないっていうふうな形の言葉になるんだと思います。実際、私たちが8月の1日に槻木地区に伺ったそのときにですね、職員にそういう電話がかかってきたという、出かける直前に私の方に何もしてくれないというふうなことがあったというふうに聞いております。

何もしてくれないのではなくて、努力はしてるんですが、そして、言われたことは全部誠実に対応してるんですけども、しかし、1番重要な道が通っていないということがあるもんですから、やはりあの槻木の方々にはですね、その道をなるべく早く通してほしいということを何度も要請するんですけども、なかなか道が通らないということで何もしてくれないというふうに、そういう共通認識というか、皆さんがそういうふうに思っておられる。

私たちがお願いしたいのはぜひ危ない時には避難してほしい。これからですね、ひょっとして、今までは安全だったかもしれないけれども、これからもう安全でなくなる可能性もありますので、線状降水帯がかかった場合には、これから想定外のことがたくさん起きてくると思いますので、それが起きてからでは遅いと思いますので、ぜひですね、町の要請にも答えていただいて避難をしていただきたい。それは節にそういうふうに思っております。

**○議長（高橋裕子さん）** 5番。

**○5番（村山昇君）** 町長が言われたように、やっぱり孤立化しますと、特に住民の方々は、そういう不便を感じる。先ほど言いましたように、緊急時にもしもケガしたならというようなことがすぐきますので、そういうことがでやっぱり行政の素早い対応が必要ということになるんじゃないかなと。また新聞あるいはテレビ等で報道されますと、孤立状態といいますと、行政は本当に動かないようなことを思われます。そういうことから、行政の素早い対応というのが必要になってくるということをおもっております。

また、そういう箇所については、早く避難をしていただきたいというようなことでございますけれども、ここの槻木地区については、自主避難箇所、あるいは一次時避難箇所についても危険箇所でございます。急傾斜あるいは土石流の箇所の中にあるところでございますので、そういうところを含んで、早くこちらの方に来ていただくような体制をしていただきたい

いなと私からも希望をしておきます。これで私の質問は終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで5番村山昇さんの一般質問を終わります。

次に、7番源嶋たまみさんの一般質問を許可します。

7番源嶋たまみさん。

### 源嶋たまみさんの一般質問

○7番（源嶋たまみさん） 通告に従いまして、私の一般質問させていただきます。まずあの質問に移る前に、今度の7月豪雨で亡くなられた方、また被災された方に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。蒲島県知事の言葉を借りるなら、創造的復興が1日でも早く進むことを願っております。

まず、1番の教育についての質問です。1番、新型コロナ禍における学習対応についてという質問です。2月から始まった新型コロナによる学校の休校において、学校側も各家庭においても全部が初めてのことで、どこをどうしたらいいのかわからない毎日だったと思います。家庭においては親は仕事に出かけ、家に残る子どもたちは何をしているんだろうと心配する日々を過ごしていました。そんな中で、山江ではケーブルテレビを使って勉強しているとか、錦町では5年生、6年生にタブレットが全員に渡され、ネット環境のない家もあるため、タブレットに入ってるソフトが、ソフトを使っての勉強しているなどの情報が入ってきました。

我が家にも、今年、中学生になった孫を筆頭に小学校に上がった孫まで4人います。留守番は4人いるので、さほど心配はしなかったのですが、ただでさえ勉強しない孫たちですから、学校に行って、教室で座ってくれてるだけで安心なのに勉強が遅れないかとても心配でした。プリントだけではなく、近隣の町村のように、何かできないものかなあと学習のあり方を心配しました。

そこで、新型コロナ禍で学校から各家庭や子どもたちへの伝達方法、指導方法は今回とられた方法でよかったのか。反省点など新型コロナ禍における学習対応について伺います。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。臨時休業中の各家庭や子どもたちへの伝達方法としまして、まず、定期的に登校日を設け、児童、生徒の健康状態の把握を行うとともに、家庭学習のプリントや連絡事項等を配布することで周知徹底を図ってまいりました。

また、各学校が活用しているメール配信により、連絡事項等についての周知を図りました。

また、指導方法については、休業当初は通常の宿題と同様にプリントの配布や補助教材等への取り組みを促すことで対応をしてまいりました。

休業期間の後半におきましては、県からの通知をもとに1週間の時間割を学年ごとに作成し、その時間割に応じて教科書の内容を児童生徒が自主的に学びを、学びを進めることができるよう、ワークシートを作成し取り組ませることで、当該学年の学習内容の理解を深めるとともに、児童生徒の自己管理能力の育成にも取り組んでまいりました。

さらに、文部科学省や熊本県からの通知文で紹介されておりましたデジタルコンテンツやオンライン学習等を行うことができるサイトを紹介し、家庭で取り組むことができるよう、各学校において周知を図っております。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 新型コロナ禍における学習の対応については、どういうふうにされたのですか。

○議長（高橋裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。臨時休業期間が長期に渡ったことから、

夏季休業期間を大幅に短縮し、授業時数の確保を図りました。これを受け、各学校においては当該学年の学習内容を年度末までに確実に履修することができるよう、学校行事の精選や見直しを図りながら、年間行事予定を再度見直しました。

また、学習環境においては蜜を避けることを念頭に置き、学級を挙げての授業やより広い多目的教室等での学習を行っています。

また、飛沫感染防止の観点から、音楽の授業における歌唱についてはできるだけ実施しないようにしたり、体育の授業においては単元の入替えを行い、身体接触の少ない活動を実施したり、学習内容についても工夫を行っております。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） いろいろ工夫されたようですけれども、とられた学習方法や伝達方法、指導方法によって気付かれた反省点などありましたら伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一郎君） お答えいたします。各学校において十分な指導を行ったことで、大きな事故もなく長期にわたる臨時休業を終えることができました。何とかですね。

しかしながら、学習についての町内の各小・中学校において十分なICT環境が整っていないことから、オンラインによる学習を行うことができなかつた点においては、今後の大きな課題となる部分ではあると考えております。

○議長（高橋裕子さん） 教育長、佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） それではちょっと補足説明をですね、少しだけさせていただきたいと思います。

今回のコロナによる休校、安倍総理大臣の突然の発言によりまして、3月2日から休校に至りました。入りました。そして10日間、2週間、3週間といったぐあいに休校を繰り返しましたですね。したがって、1番最初の休校に入ったときは、全国でしようけれども、学校はどうしても混乱をいたしました。だって、明後日から休校に入ることでした。金曜日で土日、間が入って月曜日から休校でしたもんね。学習課題の準備もへたたくれもありませんでした。とりあえず宿題を出そうと、そういうことになったわけでありまして。

議員がおっしゃいましたように、ネット環境がですね、整っていたら、山江のように十分オンライン授業ができたと思います。ただ、新聞報道によりますとですね、全国的にオンライン授業がきちんとできたのは5%程度だったということでありまして。ですから日本全国このICT関係の環境整備は遅れていたということでありまして。

ですから、反省点はなかったかというお尋ねですけれども、1番の反省点はこれですね。次ご質問なさると思いますけれども、GIGA構想、これが今打ち出されてますね。ですから、これには、これは大体令和5年度ぐらいまでに全部やる予定だったようでありまして、急遽、コロナによって追い風が吹いて今年度中に1人1台タブレット、それから大容量の情報を得られるようなネット環境を学校に整備すると、そういうことが行われるようでありまして。

ですから、もしこれがきちっとできればですよ、オンライン授業が今度また休校に入ったときはきちんとできる、きちんとはできるかどうかわかりませんが、これをきちんとやるためには、いろいろ条件があるわけでありまして、家庭でのネット環境もですね、整備されなければいけません。Wi-Fiとかルーターとかですね。

しかし、ご家庭によってそれが経済的な問題によって整備できないご家庭もありますので、教育行政として、そこをどうクリアしていくかという課題もありますので、オンライン授業がきちっとできるようになるには数年かかると思います。

それから職員の研修も必要であります。はい。それで、ただですね、ただですね、オンライン授業を過信してだめですよ。先日の朝日新聞載ってましたけど、オンライン授業をやった学校にアンケートをとっておりましたが、8割の部分は、もう1回学習やり直さなければい

けないと。わかってないということです。やはり対面による教師と子どもがじかに向き合っ  
て授業を通して理解をしていくと。これが1番肝要であるというふうに載っておりました。  
それはそうですよ。オンライン授業したってですよ、それは、よほど自学自習の習慣が身に  
ついて、自分を律し切るような子どもであればですよ、きちっとできますよ。オンラインは  
もう10分か15分すれば飽きてきますよ。低学年の子どもなんかもう、やめたって、遊びの方  
がおもしろいでもん、こら。それは当然であります。ですから、オンライン授業の限界が  
そこにあります。そしてオンラインでは学べない対面で人間対人間の触れ合いによって社会  
性を身につけたり、さまざまなものを学んでいくわけですよ人間は。これがオンラインでは  
できません。ですから、これを過信し過ぎたらだめです。対面による授業とオンライン事業  
をうまく組み合わせ、持っていくことがベストじゃないでしょうか。はい。

私もいろいろ今回のコロナによる休校によってですね、いろんな課題を感じたわけであり  
ました。ただ山江は進んでるわけですが、今から追いこさないけません。山江は10数年  
昔からこれに取り組んでいるわけですから。10数年、ウサギとカメのかけっこじゃ遅  
れているわけです。これ多良木だけじゃありません。全国的にそうです。ですから、これは  
もう町長さんもいらっしゃいますけれども、やはり米100俵の精神で、教育の方にはでき  
だけお金を使っただいて、多良木町の人材育成に頑張っただけだいたいと思っております。  
以上です。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） いつまで続くかわからない、むしろインフルエンザと同じように、  
これからもずっと続いていくであろうコロナ禍において、子どもたちも以前よりもずっと慣  
れ、学校生活を送れるようになったようですが、この遅れを取り戻すことができるのか。

先ほどの答弁で年間行事予定を再度作成し直しましたと言われました。大まかな行事や冬  
休みはどれぐらいなのかなど、今後のスケジュールはどうなっているのかお尋ねします。

大まかな行事と冬休みは何日間ぐらいでも結構です。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） はい、そうですね。今さっきちょっと休校をした日数をざっと考え、  
数えてみましたけれども、大体56日ありますね。約2カ月です。ですから、この間の授業の  
おくれを取り戻すためにはですね、かなりやっぱり学校も気合い入れてやらないと遅れをと  
り戻せませんよね。ですから、まずあの夏休みがことし半分になりましたね。大体40日ある  
のが20日ぐらいでしたので、その間に、かなりの遅れを取り戻しているという声を聞か  
ました。中学校はもう完璧に取り戻したという答えでした。

それで行事の精選等も行ったと思いますが、ただ大きな行事ですね、運動会とか、そうい  
ったものは実施予定であります。しかし、これは例年の運動会と違います。半日で弁当持  
ってこんで終わります。ですね。それから、あと文化祭とか、学習発表会、いろいろござい  
ますけども、各学校によってやっぱり学校の実態に応じて、学校行事等をカットしたりして  
いると思います。

それで校長によりますと遅れは年度内に今年度内に、きちんとする取り戻すことができ  
るというふうに校長会等で申し、おっしゃっております。はい。ですから授業の遅れは心配  
いらないと思います。

しかし、これからまたですよ、感染が広がってまた休校が始まればですよ、これはもうど  
うもしようがなかですね。これはもう来年度持ち越しになります。しかし文科省もですね、  
来年度まで持ち越していいですよと、今年の内容は来年度まで持ち越してもいいです。そう  
いうふうに方針を出してます。ただ来年度入ってからですよ、また、昔、昔じゃなくて去年  
の部分を学習するのもまた大変です。極力やっぱ年度内にやっぱ終了しとったほうが  
いいわけです。だから必要に、必要によってはやはり土曜日に授業をするとかですね、ある

いは普通1日は6時間授業ですけれども、7時間とするとかですね。子どもの学習負担が大きくなることはちょっと望ましくありませんのでね。その辺は学校が子どもの実態をよく見ながら、どうするか、それは決定していただろうと思います。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 教育長の答弁に、答弁でもわかるように、学校側も教育委員会でもいつにもないご苦労されていることに敬意を払いたいと思います。

次に、2番のICT環境整備事業についてに移ります。前回の全協で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業というについての説明がありました。その中で、ICT環境整備事業についての予算が6955万円の説明がありました。まだ予算化はされていませんが、この予算は文科省が進めているGIGAスクール構想と先ほどの質問の反省点として出ましたICT環境を整え、整えなければいけないというこの二つの点で予算が組まれたと思います。私は非常にいいことだと思います。

今の子どもたちはゲームやパソコン、タブレットを自由に使いこなしています。この便利な機器が特別なものではなく、どの家庭にもある感覚で使っています。

そこでICT環境整備事業はどのような事業なのか、例えばタブレットが何台とか、ネット環境での使用となるのかとか、自宅に持ち帰らせるのかとか具体的に伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。ICT環境整備事業については、文部科学省が打ち出した子どもたち一人一人に創造性をはぐくむ教育、ICT環境の実現に向けた施策、いわゆるGIGAスクール構想についてはご存じのことと思います。このGIGAスクール構想とは、児童、生徒に1人1台の学習用端末とクラス全員が一度にアクセスしても、利用できる通信環境を整備するというものです。多良木町においてもこのGIGAスクール構想にのっとり、本年度中に町内児童、生徒1人1台のタブレット端末と通信回線の整備を行うべく、準備を進めているところです。

なお、タブレットの台数は、全児童生徒、先生の分で798台を計画しています。端末の家庭への持ち帰りについても視野には入れておりますが、児童生徒による持ち帰りには破損や紛失の恐れもあるため慎重に検討をしていく必要があると考えます。

タブレット端末の利用につきましては、学校内においてはですね、ネット環境を利用した活用を行ってまいります。また家庭における活用につきましては、家庭におけるネット環境の違いにも配慮する必要があります。そのためネット環境を利用せず、データを学校で端末タブレットに取り込み、そのデータをもとに家庭学習を行ったり、動画や画像を撮影するなど、ネット環境を利用しない活用についても検討しているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） ネット環境とか、タブレットの操作になると、人それぞれ得意、不得意があります。もし苦手な子どもがいたらどのように指導させるおつもりなのか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。各学校には、これまでに作成している情報教育指導計画の中にコンピューターリテラシー、これはですね、与えられた課題を解決するためにコンピューターを駆使する知識や技能を育成するための指導計画がございます。その計画の中に端末等の使用に関する指導計画が学年ごとに記されております。それをもとに児童生徒の発達段階や実態に応じて指導を行ってまいります。

端末の使用の方法のみを指導する時間は設定してありませんが、計画に基づいて日々の各教科や領域の学習の中で必要に応じ、スキルを身につけさせていきます。その際に、操作が苦手な児童に対しては、個別指導を行いながら、確実にスキルを身につけさせていきます。

また、1人1台の端末を整備することで、小学校の低学年から端末に触れることになり、より確かなスキルを段階的に身につけることができることが、身につけさせることが可能になると考えております。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） すいません、じゃあ、またちょっと補足説明をさせていただきたいと思います。不得意な子どもへはどのように指導していくかというお尋ねであります。

ICTに限らず、英語でも数学でも国語でもやっぱり上手、下手ありますよね。それでどうやって指導していくのか。基本は個別指導です。徹底的にマンツーマンで指導していきます。ICTの学習につきましては、ICT年間指導計画が各学校つくっておりますので、1学期の第1週はスキルの何、実習は何っていうふうに計画されているわけですね。ただですね、そのスキルについての学習をするのに時間は特別にそれを取り出した時間は設けません。教科指導、英語の学習をしている時にICTを使って。あるいは総合的な学習で1人調べをするときに、それを使う。そういう使いながら学んでいくということですね。はい。学習しながら学んでいくということですよ。

ただ、なかなかうまく使いこなさない子供もいますのでその時は教師が側にいてマンツーマンで指導する。あるいは得意なお友達が教えてやって助け合い学習ですよ。お互いに友達同士で教え合うと。そういうぐあいにして、苦手だったところを学んでいくということになりますね。はい。

それから、この間、校長先生とちょっと談笑してたわけですけども、どうですかGIGA構想でタブレットが1人1台入りますけどと聞きましたら、なあん先生子供はすぐ上手になってすばい。例えば保育園のころからスマホ扱いよんもんって、心配いりません。それは大人の心配ですよ。そういう言葉があったんですよ。なるほどなと思いました。

そのとき思ったのがですね、ブラジルはサッカーが得意ですよ。ブラジルではこういう言葉があるそうです。ブラジルでは、子どもはサッカーボールと一緒に生まれてくると。それだけサッカーがブラジル人にとっては身近であるということですよ。さて日本はどうでしょうか。日本では、子どもはスマホと一緒に生まれてくる。こう言っているくらい、小さいときから、スマホの扱い慣れてますよね。はい。ですから、それほどご心配は要らないと思います。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 教育長がおっしゃるように、私たち世代に教えられ、教える時間の3分の1もかからないくらいで子どもたちICT環境になれると思います。個別指導を行いながら、確実にスキルを身につけさせるということなので安心して見守っていきたいと思います。

3番の質問に移る前に休憩いいですか。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午後 2 時 10 分休憩）

（午後 2 時 16 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。7番。

○7番（源嶋たまみさん） 3番の中学校における部活動についての質問に移ります。

昨年の3月議会でこの質問をしました。それは中学校における部活動再編が示され、昨年の4月から柔道、体操部が地域スポーツクラブや道場へ移行、中体連後、本校単独で試合に出場ができない部活においては、事実上廃部。陸上と吹奏楽部は学校部活動となるっていうものでした。廃部ではなく、休部措置や男女合同での部活として、練習の場合を与えてほしいことや、受け皿である地域スポーツクラブの準備が整うまで待つてほしいと学校長にお願いに行ったりしました。

その後、校長が変わられ部活動の再編計画は聞かなくなりましたが、まず現在中学校における部活はどれくらいあるのかお尋ねします。

○議長（高橋裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。現在のですね、中学校の部活動の状況は運動部が中 10 部活、文化部が吹奏楽学部の 1 部活でありますので、全部で 11 部活という部活動数になります。

○議長（高橋裕子さん） 7 番。

○7 番（源嶋たまみさん） 中学校における部活動の現状について、再編話はどのように進んでいるのかお尋ねします。

○議長（高橋裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。再編のお話は出ておりません。

○議長（高橋裕子さん） 7 番。

○7 番（源嶋たまみさん） 部活動の現状については、どうでしょう。再編話が進んでいないということなので、このまま部活動として実施、活動できるのか。

○議長（高橋裕子さん） 黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） 申しわけありません。お答えいたします。中学校、高等学校のですね、運動部活動につきましては、平成 27 年 3 月に策定されました熊本県の教育委員会の児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針により、これまで同様に学校の運動部活動として実施と示されておりますので、現在は検討を行っていないところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 7 番。

○7 番（源嶋たまみさん） 今の答弁を聞いて非常に安心しました。前回質問した時、教育委員会や教育長は学校側の決定事項に関して内容には不介入であり、そこに、そこは校長の権限であってアドバイスぐらいしかできないっていう答弁でした。教育委員会や教育長の指導のもとに学校運営がされると思っていましたので、前回の答弁にはがっかりしたことを覚えています。

教職員の働き方改革により、いずれスポーツクラブに移行する形になるかもしれませんが、スポーツも教育の一環として大切なものですから、できるだけ学校スポーツとして存在することを切に願います。

昨年もお尋ねしたんですけれども、もう一度教育長にお伺いしたいと思います。少子化の中で、近隣の町村と合同での活動でないと成り立たないクラブもあると思いますけれども、郡の校長会や教育長会議等で、そういう話が出ないのかお尋ねします。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 少子化によるこの部活動ですね、これはどうなっていくかということだろうと思いますけれども、どこの学校もですね、一つの部だけではなかなかもう成り立たないという状況になってきてますね。特に人吉球磨はもう少子化が進んでおりますので、もう現に先ほど紹介がありましたように多良木中学校でもなかなかうまくいかない。

今お尋ねは、校長会あるいは教育長会等でそういうお話は出ていないのかってことですけど、これはもう随分前から出てます。そして、一つの学校の一つの部で成り立たない場合は、近隣の学校の部と一緒に合同で練習したり、あるいは中体連の大会にも出ていいようになっています。

私が入吉一中最後でしたけれども、入吉一中校長の時、その話が出ておりました。実際、一中の野球部、結構人数おりましたけど、入吉三中足りないんですよ。5、6 人しかいませんでした。だから入吉三中の校長は私に要請がありまして、一中の野球部と一緒に練習させてもらえないでしょうかと、そういうことでした。これはもう中体連の方も了解しておりました。



て、校長会、教育長会でも了解しておりましたので、よかですよと言って了解しました。一中と三中が合同練習をそれ以来行っておりました。ただ普通日はなかなかこれませんよね、練習にですね。普通日は三中は三中で、一中は一中で、練習をして、三中は基礎体力養成とか、そういうものとかキャッチボールとかですね、基本技能の練習、そういうものやっつけて、土曜と日曜ですね、親御さんが一中のグラウンドまで送っていただいて、そして練習をしておりました。そして、いろんな大会にも一緒に出ておりましたね。だからもう実際それできてるんですよ。はい。

今もですね、多良木中学校は湯前中とこれはバスケットでしたかね、多良木中と湯前中、女子バスケット、いや、バレーですね。湯前中と多良木中のバレー部が合同で練習したり、試合に出たりしてます。それから水上中と湯前中の野球部が一緒にやっています。それから、今も人吉一中と三中が野球を一緒にやっています。

以上申し上げましたようにですね、合同練習、合同での試合への参加はもう実際行われております。それから、もう一つつけ加えておきますけども、先日ニュースを見ておりましたら、中学校の部活、月から金までは学校の先生が指導するけども、土曜と日曜は社会人に任せようと、その取り組みをしてもらうようにという考えを打ち出していましたね、文科省もですね。ですから、おいおい土曜、日曜はもう先生方も指導の手を離れて、社会人の方々にお任せすると、そういうふうになっていくのではないのでしょうかね。これは働き方改革の一環でもあります。以上申し添えておきます。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） これから合同で練習する部活がどんどん増えてくるとお思いますので、送迎の面、保険関係の面、指導者の面、いろいろと教育分野に対して、ご指導願えればと思います。

2番の令和2年7月豪雨についての質問です。7月3日から4日にかけての豪雨は大変な被害をもたらしました。たくさんの方が亡くなり、多くの家屋や農地、道路、橋梁など甚大な被害を被りました。3日の夜から4日の明け方まで、私は球磨川のライブ映像を見ていたんですけども、人吉市の球磨川のほとりに友人がいまして、いつも大雨時に電話をしたり、ライブ映像を見たりしています。多良木は中鶴橋、人吉は人吉橋 2カ所の映像を見ていたのですが、明け方には見れなくなりました。カメラが壊れるほどの流水量なんだったと思います。

朝6時頃、人吉市の友人からLINEで九日町の映像が送られてきました。九日町の通りが浸水し、腰のあたりまでつかって歩いている人の映像でした。それまでは球磨川は氾濫していなかったもので、つまり山田川の方が氾濫が早かったことを意味しています。それから間もなく、球磨病院の映像がテレビで流れるようになり、その後球磨川は氾濫しました。浸水するのも早かったそうですが、引くのも早かったそうです。窓を割って流れ込んだ水が引く時に店内のテーブルや椅子、自販機までもが水に流されました。

次の朝、一輪車やスコップ、肥料袋、たくさんのおにぎりやカップ麺を持って手伝いに行ったのですが、国道から城内の方に回ると寿福酒造を曲がったところから景色が一変しました。そこはまるで戦場のようで、水の手橋を渡るところから通れるかどうか心配で、想像以上にひどくて、水は引いていたものの泥でビショビショで、気をつけて通って、友人宅に着くと中は空っぽで、ガラスは割れ、自動ドアはなぎ倒され、泥水だらけでした。机や家具をよく運びだしたねって言うと、全部流れたと言いました。何センチもある泥を従業の人達と運び出し、何日かかるんだろうと思いつつ作業をしていました。

あの豪雨から約2カ月を超えましたが、改めて人吉市内を見ると、非常に情けなくなります。無くしてみても人吉球磨はきれいなところで、ホテルがたくさんあって、夜、外に出るといい店があって、おいしい食事や飲みに行ける店がある。本当に観光と言えるいいところだったなあと思います。SLや観光列車が通る鉄道があり、お店があり、泊まれるところがセ

ットで観光と言えるので、何軒のお店がどのように復旧できるのか、とても心配です。

多良木町においても多大な被害が出ました。町長はじめ職員におかれては、夜中の出勤から何日も庁舎に泊まり込んで、さぞ大変だったと思います。災害が起きたときに、執行部が重視すべきことは、被害の全体像の早急な把握と、必要な場所や人々に的確な救援を実施することとなっています。

豪雨の後にも長引く雨のせいで警報がなかなか解けず、調査も大変だったと思いますが、何度か庁舎に来たときは、被害状況が地図とともに写真を添えてまとめてありました。全体像は、まだつかめていませんでしたが、区長はじめ連絡のあった場所を見に行かれています。

そこで、災害調査はどのように行われたのか、全体像は今どれぐらいつかめているのか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。災害調査につきましては、まず毎年度の当初に、各行政区ごとに災害連絡員といたしまして、職員 1 名を配置いたしております。槻木地区につきましては、槻木地区消防団員を配置しております。

災害調査を指示した場合には、災害連絡員が区長と連絡をとりまして、担当行政区内を区長と調査を実施するということになっております。それによりまして、定めております被害状況報告書によりまして災害状況を報告するということになっております。

また並行いたしまして、その報告とか、また直接入った情報をもとに、各担当課、これは例えば公共土木施設とか、農業用施設、林業用施設などの担当課で、それぞれの詳細な調査を行っているということになります。

全容につきましては、全員協議会の方で報告いたしましたとおり、この 7 月豪雨災害におきましては、まず、まだ警報とかは出ておりましたが、7 月 6 日の日に一旦、天候がちよつとこう若干こう緩みましましたので、そのときには災害連絡員ではなくて、行政区担当職員から区長に連絡を取っていただいて、主に地区の状況把握のために、まずその時点で行っております。その後、7 月 8 日と 7 月 13 日に災害連絡員によりまして、区長と災害、被害調査を行っております。

全容につきましては、全員協議会のときに報告したものがその時が 7 月 21 日現在でございましたので、大体それで全体の状況ということですが。ただ先ほど申しました公共土木施設とか農業用施設、林業施設についてはそれぞれ各担当課の方で詳細に調査をいたしているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 7 番。

○7 番（源嶋たまみさん） それぞれの議員にも被害状況を見に来てくれるように電話があっていたと思います。動けるようになった時からカップを着て現況の写真をラインで送ってもらったり、私も何件か見にいき、その確認で執行部に行きました。

現場の確認をした状況の写真や対応策を聞いたのですが、日常の仕事に加え、被害状況の確認にも追われ大変だったと思います。

これは各職員に聞いたわけではなく、各議員に聞いたわけではなく、私個人の意見なのですけれども、我々議員もそれぞれの地区性、地域性があり、また選挙運動で多良木中回っているんで、大体の地形はわかります。職員とともに状況確認などの手伝いとかはできないのかと思いました。

実際に災害が起きたときの議員の対応として、1. 初動期、町の対策本部設置後、議員の安否確認、議会による災害対策会議の設置、情報収集や町の災害対策本部との連携とあります。2 番の中期にも災害情報の収集や把握、共有とありますので、議員も各調査班に同行していき、一緒に確認できればその日のうちに情報収集ができ、議員間で共有できるし、執行部、議会全員が災害対策本部という認識ができると思うのですが、強制ではなく、希望する議員

がいれば、確認作業のお手伝いとかはできないのかと災害のたびに思いますので、その確認作業の手伝いに同行はできないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。地域防災計画書の第1章、第2節に防災に関し、関係機関の処理すべき事務または業務ということで、機関名がありまして、事務または事業ということで規定がされております。

多良木町、執行部ですね、の中に災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査というふうに規定しております。多良木町議会におきましては、防災対策に対する予算の審議と議決というふうになっておりますので、災害調査に関する業務については対象外というふうになっております。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 私が泥出し行っているときに、人吉市の職員と市議が回ってこられました。本町も一緒に回っていいのではないかなあと思ったのですが、今、課長が答弁されたのでは調査のあれには入っていないってことですが、今までは、そういう事例はないかもしれませんが、少しでも早くたくさん被害状況を確認できるな、できるのであれば、私は参加してもいいのではないかなあと思うのですが、町長はどうお考えですか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、大変ありがたいご提案をいただきました。私も何名かの議員の方と連絡を取り合っていたんですが、やはりあの議員の方々それぞれやっぱり被災地を回っておられてですね、議員の方々にも電話が直接お知り合いの方からどんどん入ってくるということで、私も議員の方から何件か受けて、頭首工の問題とかですね、それから用水路の問題とか何とかしてくれと。私はその話を受けて、環境整備課の方にお話したんですが、まだ査定が終わってない時点では、なかなかできませんということでどんどん情報は入ってくるんですが、どちらかというとお断りするか、先延ばしにするかっていう、一応受けてそれは環境整備課、あるいは農林課の方に伝えているんですけど、なかなかもすぐに対応できないという。住民の方は、もう一刻も早くしてほしいということですよ。

この間も、昨日やったですかね、お答えしたのがあるんですが、稲の管理ができないと、今すぐ何とかしてほしいっていうのがありまして、その時は5名ほど来ていただいてですね、環境整備課の方で話をさせていただいて、中山間地の方と話し合いをうまくいったんですけども、いろんなケースがありますので、まずは、そちらはいろいろ議員の方々受けられてですね、議会事務局を通して、こういう要請があつてただけでということ町執行部の方にお届けいただければ、町としては非常に助かります。

お気持ちは本当にありがたいなと思いますし、本当に大きな災害が起きたとき時にはですね、やはり人吉市みたいな、人吉市とか球磨村みたいな状況になったときには、ひよっとすればですね、お願いをすることもあつたかもしれませんが、今のところはそれは、あまりご無理をお願いしても申しわけありませんので、ご提案として大変ありがたく受け取っておくということで、ご容赦いただければと思います。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） できる人が協力して少しでも手伝え、早く状況確認ができるのかなあと質問したんですけども、今までどおり知り合いの連絡先、連絡が来た場合に、各自行動をとって、それを事務局に伝えるっていうふうにしていきたくと思っています。

次に、2番の災害ゴミへの対応についての質問に移ります。9月8日の人吉新聞の球磨弁笑科大学の前田さんの復興への足がかりは先人たちの知恵を生かそうの記事で、ゴミとは、喜んで捨てるものであるが、廃棄は廃棄の場合は、いろいろな事情がありやむを得ず処分する

という意味なのだとありました。

私も手伝いに行ったときに、たくさんものを掻き出し捨てました。洗えば使えると思えるものも、片づけなければ作業が進まず、やむなく捨てるという、いわゆる産業廃棄物です。ですから、この質問も災害ごみではなく、災害廃棄物という方が正しいのかもしれませんが。

担当課に聞いたところ、仮置き場は昨年、町内の何カ所かに決めてあるという事でしたが、何カ所位設定してあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 大石町民福祉課長。

○町民福祉課長（大石浩文君） お答えいたします。災害ごみ、災害ごみ置き場ですね、仮置き場につきましては3カ所計画をしております。

具体的には、八日原運動広場のグラウンド、それと久米の中山運動広場、それと黒肥地が祓川運動広場ということで3カ所を計画しております。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 国土強靱化計画では、大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川の整備等、ハード対策を重点的に実施するとあります。

昨年、球磨川の掘削や流れ込む支流の掘削をしていただいていたので、一部氾濫はあったものの、これくらいで済んでよかったですと思っていますが、しかし、今回の豪雨でまた掘削前と同じくらい溜まりました。特に消防署の柳橋側では、あのとく同じように降れば消防署に上がるだろうと思えるほどたまっています。

産業廃棄物、つまり土砂の撤去として1番大変なことは、それを捨てる場所だと思います。河川の掘削は県に申請してからになると思いますが、少しでも早く掘削にかからないといけないと思うのですが、掘削した泥の捨て場、つまり場所の確保はされているのか。

また昨年掘削された土砂は、土砂はどこに捨てられたのかお尋ねします。

○議長（高橋裕子さん） 久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） はい、お答え申し上げます。河川掘削の土捨て場ということでございますけども、昨年の国土強靱化計画に基づきまして河川の土砂掘削事業が行われております。このため、土捨て場の確保が必要だということでですね、県との話、要請もありませんので、昨年、黒肥地地区のある地権者の方にご協力をいただきまして、土捨て場として約3万6000立方メートルの土捨て場の確保いたしているところでございます。

ただ、現地までの道路に狭隘なところもございまして、土捨て場周辺の地域の方々の理解があるような形でですね、運搬車両の大きさでありますとか、運搬回数とか、そういうことも考慮しながらですね、今後も活用していければというふうに考えているところでございます。また土捨て場関係につきましては、毎年町内回覧で建設工事廃土の受け入れ希望を募っております。農地等の規制、または搬入ルートの確認をした上でですね、問題がなければですね、廃土箇所としてご協力をいただいております、今現在、先ほどの箇所と合わせまして、2カ所ほどの土捨て場の方は確保をしているところでございます。

昨年の土砂はどこに捨てたのかということでございますけども、発注者であります県、国におきましては事前に箇所の指定を行っております。その中で多良木町におきましては、主にあさぎ町の深田地区の個人所有の土地に廃土がなされておまして、町が確保した先ほど場所につきましては、1業者が廃土を行っている状況でございます。

なお、球磨川ですね、国交省で行いました土砂掘削工事におきましては、人吉市の大畑地区の方に搬入したというふうに聞いております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今、環境整備課長が言いました多良木町の土捨て場については、途中にある民家の方ですね、ちょっとこう大型トラックが何回も通るもんですから、ちょっとうるさいということになりましたので、今度は深田とか人吉市になると距離が遠いもんで

すから、それだけの料金も高くなるんですね。ですから、なるべく近いところをお願いをしたいと思いますので、何らかの形で家の方にですね、前もってこういう形で川の土砂を掘削したやつを持ってくるので、申しわけありませんが、この期間だけちょっとうるさいんですけど夜持っていくことはありませんので、日中持ってきますので、それを許可を得ておきたいということは今、環境整備課長と話をしているところです。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 今の答弁でもあるように、近場に土砂を捨てるのであれば、運ぶ運賃があまりかからないので安く済むようなことを聞きました。場所の確保をすべきじゃないかなとお尋ねしたかったんですけども、一応いろいろ探していらっしゃるようなので、たくさん土砂を捨てること、捨てられるような場所があったら、やはり、きちんと確保して、災害のときのために、また念のためにきちんと確保していただきたいと思います。

また、農業委員会では農地パトロールをされています。農地として復元できないような土地や手入れをすれば復元できる農地など、きちんと色分けされていると思います。農地だったところが、非農地としてされているところもあると思いますので、各課と連携をとりながら場所の確保された方がいいと思います。錦町では、一般業者の所有する泥捨て場に捨てさせてもらえるように提携されているそうです。町内の業者とも連携し、ぜひ確保していただきたいと思います。

人吉に手伝いに行ったときに、泥を捨てられれば片づくのにと、泥は土嚢袋に入れて道の端っこに出してくれと言われたと言いました。袋に入れて出せる量ではとてもなく、ガラス、ガラス等は除いて運び出してはいたのですけれども、完全に取り除くことは不可能で、その泥を袋に入れるのは大変危険です。もし本当にそういう被害があったときは、袋に入れろとかは言われたいようにしていただきたいと私は思うのですけれども、泥は一応土嚢袋に入れて捨てなければならぬのでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 答弁打ち合わせのため暫時休憩いたします。

（午後 2 時 49 分休憩）

（午後 2 時 50 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。大石町民福祉課長。

○町民福祉課長（大石浩文君） それではお答えいたします。災害で出ました泥関係ですね。人吉市の場合は、土嚢袋に入れてるということになっているということですのでけれども、本町におきましては、その規定はないということですので、その取り扱いはしなくていいというふうに考えております。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 人吉市も最初は土嚢袋に入れて出してくださいということだったんですけど、後ではもうダンプが来てそのまま積んで持って行ってくれました。捨て場にちょっと困ったそうなんですけども、錦のその業者の方のところにも一部運搬されたそうです。

仮置き場としてはいろんな業種、業種の方がうちに置いていいよっていうふうに言われて置かせていただいたと言っておりました。豪雨の手伝いに行ったときに、どこもかしこも、たくさんの方が手伝いに来ておられて、道には積み出された泥や廃棄物が山のようにあり通るのもやっとなんていうぐらいでした。作業中もその光景を見たときも災害時の廃棄物処理は被害が発生してからでなく、防災的観点から事前に可能な限り対策を講じていく必要があると思いました。

国土強靱化地域計画にも大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋や家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅におくれる恐れがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要があるとあります。

平成 30 年、真備町で発生した水害後の反省をもとに市民の皆様に日ごろから、災害に備え

ていただくことを目的に倉敷ではこのハンドブックを作られています。災害ごみってどうすればいいのっていうハンドブックです。災害に備えて廃棄物に対する初期の混乱を最小限にすることを目的に、災害廃棄物処理計画の策定をするべきと考えますが、本町ではできているのですか。

○議長（高橋裕子さん） 大石町民福祉課長。

○町民福祉課長（大石浩文君） それではお答えいたします。本町での災害廃棄物処理計画につきましては、平成31年の3月、去年の3月に策定をしております。町で災害が発生した際の災害廃棄物等の処理につきましては、この計画の内容を踏まえて進めていくこととなります。ただしですね、実際の被害状況等によって、柔軟に運用するものとなっておりますので、これを一応基にですね、あとは柔軟に対応していくということになっておりまして、今回の災害につきましては、この計画をもとに災害廃棄物処理を行ったところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 今回の豪雨で人吉市、球磨村を見ていても、各家庭で運び出されず。各住民がこういうふうに、どこに捨てればいいのかがわかっていないと、やはり混雑すると思うので、私たちができていることを知らなかったくらいですので、是非、住民の皆さんに今回の豪雨災害を機に、こういうふうに出したらいいよっていうことを周知していただけたらと思います。

今年3月に多良木町国土強靱化地域計画書をいただきました。これに記載されている事項には、今どれぐらいの、どれぐらい取り組まれているのか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） 国土強靱化地域計画の全体的なことについて、私の方から答弁させていただきたいと思っております。

議員申されましたとおり、多良木町におきます国土強靱化地域計画につきましては、今年3月に策定したところでございますが、その中には、42の推進方針、それから209の取り組む内容ということで記載をさせていただいております。ただし、この209の取り組む内容につきましては、再掲という形で述べという形になっております。実質的には142項目に上ることとございます。

この142項目につきましては、一つの課が一つ取り組むこともあれば、複数の課にまたがるということもございますので、その延べ件数というのを数えますと177件になります。その177件のうち、どのくらい取り組みをしているかっていうようなご質問かと思っておりますので、もう既に着手を始めたところは件数につきましては、そのうちの130件。だいたい4分の3程度に上るというところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 災害はいつ起こるかわかりませんので、この多良木町国土強靱化地域計画に基づいてきちんと用意っていうか、していただき、いただいております。

3の町単独の制限復旧補助はできないかという質問ですけれども、被災した農機具、農機用の機械の取得や修理等については、国が2分の1プラス県等が県などが負担する金額を引いた金額が事業主の負担とありますが、資料には、国の2分の1しかうたってありませんので、県と町の負担はどれぐらいなのかお尋ねします。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） それではお答えいたします。被災した農業、農業用機械、畜舎等の復旧に伴う国の支援策の一つとしまして、強い農業担い手づくり総合支援交付金の中の被災農業者支援型というのがございます。この制度は国が最大で10分の5補助する制度でございます。残りの10分の5のうち、最大で10分の4を県と町が同率で負担する制度になります。

この負担率がですね、まだ確定されていないという形になっておりますけれども、県の方で

最大 10 分の 2 補助ができますので、そちらの方の率に合わせまして、多良木町も同率になるようにですね、補助できるように検討していきたいというふうに思っております。

なお今後、対象者から要望があった場合については、また議会の方にご相談の上で予算化をさせていただければと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 7 番。

○7 番（源嶋たまみさん） この事業で修理代も出るということだったので、課長に聞いたんですけども、金額が幾らとかの要綱がまだ決まっていないとのことでした。少ない金額の場合は、たくさんの申請書類をまとめるのが面倒だろうから、多分出されない方もいるんじゃないかなあってという話だったんですけども、確かに少金額の場合は手続きが面倒ならば申請されないかもしれません。

でも町は被災したところをちゃんとチェックしておりますので、機械が水没したところなど、大体の把握はできていると思います。少金額のところへは理由と機械名と領収書などの添付などがあれば、簡単な処理で町単独で上限を決めてでもいいですので補助してあげることとはできないのか、町長にお考えを聞きたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 10 分の 9 は、国と県と町で何とかできるということで、残りの 10 分の 1 がご本人の負担ということになります。今、処理手続の簡略化についてお尋ねになりましたが、何分税金を使う事業ということで、おわかりいただけると思うんですが、今回の持続化交付金、それからそういういろんな手続きが滞っているというのは、非常に心苦しくは思ってるんですけど、なるべくその簡略化した形を研究はしてみたいと思いますが、しかしやはり税金を使う事業ということは、なかなかちゃんとした書類がそろっていなければ後で監査等もありますので、そこらあたりはそうですね、担当課と相談をしながら、なるべく住民の方々がですね、気軽に利用できるように、気軽に言ったらおかしいですけど、簡略化した書類で、うまくこう処理ができて、早くお金がおりるような形をですね、ちょっと研究してみたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 7 番。

○7 番（源嶋たまみさん） ぜひ担当課と協議をされて、前向きな回答が出ることを願っています。

3 番の高齢者への配慮についての質問に移りたいと思います。1 番の敬老祝金についての質問ですが、今まで子育て世代に重点を置いて出生祝い金や給食費の半額補助、それから入学祝い金など協議し実行されてきました。

よく言われるのは、年配の方からよく言われるのは、私たちは若いころは子育てにお金があることは当たり前で働いて働いて、いざ年金生活になったときは少ない年金から介護保険は引かれるは年寄りには何の補助もないとよく言われます。その上 100 歳になったときの敬老祝金、長寿祝い金っていうのかもしれませんが、よその町村は 10 万円と花束をもって、町村長がお祝いに行かれますが、多良木町は 5 万じゃもんなあと言われます。

多良木にはお金のなかとかなーって言われるんですけども、この敬老祝金、長寿祝い金っていうのかもしれませんが、いつからいつごろから始まったのか、その 5 万の根拠は何なのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、お答えいたします。いつごろからということでございますが、この 100 歳到達者への記念品、本町は商工会からの商品券でございますが、調べましたが、決算書等には明記されておりません。それで役場の財務会計システムの方で支出の確認をいたしました、平成 19 年度以降は確実に支払いをしてしております。

また憶測といたしますか、でございますが、平成 18 年度以前ですね、にも支払われていたん

じゃないかなということも、ちょっと思っておるところではございます。そのようなことで、いつから始まったということはちょっと不明でございます。

また、お尋ねの5万円の根拠ということでございますが、その額についての明確な根拠はございません。考えましましたところ、一般的なお祝い金の範囲内で贈呈させていただいておるものと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 質問用の資料を請求し、資料を見るまで私は球磨郡全体が100歳の長寿祝金は10万だと思っていました。この資料を見ると、各町村ばらばらなのがわかります。水上のように30万とは言いませんけれども、お隣のあさぎりと同じように10万ぐらいお祝い金として出していただけないかなと思うのですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 私も実はですね請求された資料を見せていただきました。100歳と言われたら、もう町に貢献してこられた方々ですよ。9町村の状況を見てみましたら、あさぎり町が10万円なんですけど、あさぎり町は80歳で1万、90歳で2万、ですから実際は13万ですよ。それから五木村が10万ですよ、水上村が30万なんですけど、水上は80と90で3万で5万払ってありますので、水上は実際38万になりますよね。それから相良村が10万なんですけど、その前に払っておられるんで12万。球磨村が50万ですよ。これはどういうことで50万に決まったのかちょっとよくわかりませんが、今年はいらっしゃらないということで、ゼロになってますけど、それから山江が10万であるということですから、9町村のうちに6町村が10万以上、お祝い金としてやっておられるということになります。

多良木、100歳以上で1番多いのが多良木で8名いらっしゃいます。ですから、私もちょっとこれ資料見るまで気づかなかったんですけど、熊本県全体でも球磨郡は突出してますよね。

県内では他に7町村が県内全体ですと10万円を超えてますし、5万円のところが5町村ありますので、球磨郡が突出して非常に多いということ言えると思います。多良木町の100歳の方に肩身の狭い思いはさせたくないと思いますので、やっぱり、先日ですねある町村に聞きましたら、これが出てきとったもんですから、どうなんですかって聞きましたら、上の町村だったんですが、もうみんな家族中そろって待っておられるそうです。その日はですね。ご親戚の方も来ておられるということで、多分そこでもらわれた方が、こういう感じなんですよね。

それで、やっぱり本当にご本人もそうなんですけど、やっぱりご家族も頑張ってお年寄りを支えてきていただいておりますので、肩身の思いをして、肩身の狭い思いをして、させたくはないと、そういう話、隣は10万円だそうですよって話が実際出ているそうですので、これは、頑張っておと何かですね、担当課と協議をしてみたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 地域に貢献してこられた方たちなので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、2番の高齢者だけでの家庭がふえる中、コミュニティーバスの利用はどのようになっているか、いるのかという質問ですけども、私が勘違いしてしまっていて、今は乗り合いタクシーになっています。

令和元年の乗客数は3926人、収入が57万3500円となっています。公立病院まで距離を延ばしていただいたので、大変喜ばれていると思いますが、病院へ行くと高齢者の方がタクシーを待っておられます。病院代よりもタクシーの方が高かよばいって言われています。乗り合いタクシーも慣れていないと使い勝手が悪いらしくて、また知らない人も多いようです。路線図を持っていたところもあるんですけども、そこまで行くのが大変だと言われていました。



乗り合いタクシーバスのここ 3 年間の利用状況はこの成果、成果資料説明で詳しく書いてあるのでわかるのですが、大体 1 台に何人ぐらい乗り合わせていかれるのかわかりますか。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えいたします。1 台に大体何人ぐらい乗り合わせされてるのかということでございますが、その日、路線ごとによって異なってまいります。

やはり以前は、先ほど議員申されましたとおり、乗り合いバスといいますか、コミュニティーバスを運行しておりました。その関係で、名称もえびす温泉号という名称でございまして、えびすの湯の送迎バスと勘違いをされている方がまだまだいらっしゃるようです。そのこともあって、昨年 9 月にこういった多良木町公共交通ガイドブックっていうものを各世帯に配布をさせていただいております。

以前は、定路線型といまして、一つの決まった路線をこう動いていくっていうやり方。今後の乗り合いタクシーに関しましては、そのほかに区域内運行型といまして、一つの決まった区域内であれば、路線上であればショートカットして、どこへでも行けるという運行の仕方、もう一つがドアトゥドアといまして、軒先から軒先まで行くことができる形態があります。

多良木町は 2 番目の区域内運行型っていう運行しておりますので、決まった路線上でなくて、その範囲内で区域内であれば家の近くの道まで来ていただければ、そこまでタクシーが来るという運行をしております。

ですんで、そこを予約があった方に対して、ショートカットでもう短い距離で結んでいくっていう運行の仕方でございますので、作りましたものの、わかりにくいところが高齢者の方にはあったのかなっていうのがちょっと反省点でありますので、また次回作る際には、もっとわかりやすいものを作るよう心がけながら周知をしていくということに心がけたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 7 番。

○7 番（源嶋たまみさん） うちの母を含め高齢の方はすぐそこまで歩くのさえ難儀されていきます。杖や押し車がないと歩けない人もいます。予約された家の近くまで行ってあげることはできないかなと思うんですけども、ドアトゥドアじゃなくて多良木町を区域内を運行ということですので、ぜひドアトゥドアができないのかと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えできる範囲内でお答えさせていただきたいと思いますが、そもそもこの乗り合いタクシーの運行に関しましては、多良木町におきましては、町内に 2 社タクシーの会社がございます、その 2 社で組合を作って委託契約をさせていただいております。

契約して乗り合いタクシーを運行した当初におきましては、えびすの湯を発着点としておりまして、公立病院に用事がある方は、そこから通常のタクシーに乗りかえていただくというようなことになっておりました。と言いますのが、町の方からタクシー会社に対して、病院に行かれる方もいらっしゃるのです、その運行はできないかというようなお話もさせていただいたところでございますけども、タクシー会社といたしましては、乗り合いタクシーの運行に関しては、通常よりも低料金で契約させているということで、そこは道路が路線であるので、ちょっと勘弁してほしいということがずっと言われておりました。

今回、昨年でしたか、この公共交通計画を見直しをさせていただいた際に、逆に最近はお年寄りの方のことを思っていただいて、タクシー会社の方から降りるだけであれば、直接公立病院まで行くことはいいんじゃないかなというふうに言われましたので、そこはもうありがたくその意見をちょうだいして、今は降りるだけは公立病院で直接、乗りかえなしでいけ

るようしております。

今おっしゃったように今度はドアトゥドアの方にもっとっていうことでございますので、次回見直しをする際にまたタクシー会社のほうには要望としてお話をさせていただくということで、考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 町長も以前、町の経済は今、年金の方でまわっているという話をされたことがありました。お年寄りにやさしい、暮らしやすい町だと若い人も一生ここに住もうと思うよっていうふうに年配の方から言われます。

選挙の投票率が低いのも、行くのが面倒だとか、とにかく歩くのが大変なんです。高齢者にもっと配慮して、配慮していただける町であれば、若い人も移住もしてくるんじゃないかな、逆にですね、若い人を大切にするのもいいんですけども、年配の方を大切にする町っていうのもやはり売り物なるんじゃないかなと思いますので、高齢者にもっと配慮した町であることを願って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） これで、7番源嶋たまみさんの一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩いたします。

（午後 3 時 15 分休憩）

（午後 3 時 22 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第2 「同意第1号」 教育委員会委員の任命について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第2、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは、同意第1号、教育委員会委員の任命についてご説明をさせていただきます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

ご本人の住所は、熊本県球磨郡多良木町大字多良木246番地の5、お名前が竹下美保さんです。生年月日昭和29年6月13日の生まれです。

提案理由は宮本康江教育委員会委員が、令和2年10月29日をもって任期満了となるためでございます。

なお、略歴につきましては、別紙に略歴を差し上げておりますので、ご覧いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

これから同意第1号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

この採決は多良木町議会運営の申し合わせにより、無記名投票によって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。次に、立会人を指名します。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に 5 番村山昇さん、10 番宇佐信行さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

○議長(高橋裕子さん) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が座席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(林田浩之君) それでは点呼をいたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。5 番村山昇さん、10 番宇佐信行さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

○議長(高橋裕子さん) 開票事務が終了いたしましたので投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 1 号、教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

日程第 3 「発議第 2 号」 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 3、発議第 2 号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地

方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務産業常任委員長 宇佐信行さん。

**○10番（宇佐信行君）** 発議第2号、令和2年9月10日、多良木町議会議長 高橋 裕子 様。

提出者 総務産業常任委員会委員長 宇佐 信行

厚生環境文教常任委員会委員長 林田 俊策

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、多良木町議会会議規則第13条第3項の規定により提出する。

提出の理由

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的社会的影響をもたらしており、住民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の大幅な減少により今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

このような状況を鑑み、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実等が必要であることを国へ要望するため、総務産業常任委員会及び厚生環境文教常任委員会合同で審議し、本意見書を提出するものである。

なお、意見書の内容につきましては、事務局長をもって代読をさせます。よろしくお願いたします。

**○議長（高橋裕子さん）** 事務局長。

**○議会事務局長（林田浩之君）** それでは、意見書案を朗読いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。新

型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方税、失礼しました地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経

済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 10 日

熊本県多良木町議会議長 高橋 裕子

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 山東 昭子 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

総務大臣 高市 早苗 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

経済産業大臣 梶山 弘志 様

内閣官房長官 菅 義偉 様

経済再生担当大臣 西村 康稔 様

まち・ひと・しごと創生担当大臣 北村 誠吾 様

以上になります。

○議長（高橋裕子さん） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会並びに厚生環境文教常任委員会合同で提出されました、発議第 2 号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

#### 日程第 4 「受理番号 1」 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

○議長（高橋裕子さん） これより委員長報告を行います。

日程第 4、受理番号 1、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長、宇佐信行さん。

○10番（宇佐信行君） 委員会報告書、総務産業常任委員会

会議の年月日 令和 2 年 9 月 7 日（月曜日）

会議の場所 第 1 委員会室

開 会 9 月 7 日（月曜日）午後 1 時 30 分

閉 会 9 月 7 日（月曜日）午後 2 時 20 分

出席委員 委員長 宇佐信行、副委員長 源嶋たまみ、委員 中村正徳、  
委員 村山昇、委員 魚住憲一、委員 猪原清 計 6 名

欠席委員 なし

説明のため会議へ出席者の氏名 なし

受理年月日 令和2年8月25日  
受理番号 第1号  
請願陳情者 熊本県人吉市鶴田町91-18、人吉たばこ販売協同組合理事長 川原 清藤  
外署名者7人  
事件名 陳情書  
事件の内容 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書  
審議の経過 令和2年9月1日、上記の事件名について総務産業常任委員会に付託を受けたので、9月7日午後1時30分より午後2時20分まで、第1委員会室において、委員全員出席のもと慎重審議した。

決定及びその理由、決定 採択  
理由

本件の陳情の趣旨は、望まざる受動喫煙を防止し、喫煙者も喫煙者も非喫煙者も、お互いが気持ちよく生活できるよう、地方たばこ税の一部を活用して、喫煙環境を整備してほしいということで、具体的に3項目の要望が掲げられている。

令和2年度税制改正大綱によると、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととされており、総務省自治税務局からの文書によると、望まない受動喫煙を防止するためには、分煙環境の整備、屋外施設の設置を図るとある。

こうした取り組みは、今後の地方たばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、公共喫煙場所の増設、維持、また、事業者が取り組む屋内分煙室設置の助成を目的とした事業に積極的に地方たばこ税の活用を検討していただきたいということである。

このことから踏まえ、検討した結果、たばこ税は町の貴重な財源ではあるが、その一部を活用して、分煙環境を整備することによって、望まない受動喫煙防止はもとより、継続的な税収の確保にもつながるものであるとの結論に至り、採択とする。

少数意見の留保 なし

本委員会に付託した事件は上記のとおり定めることを適当と認める旨決定したから、多良木町議会会議規則第93条の規定により報告します。

令和2年9月10日

多良木町議会議長 高橋 裕子 様

多良木町議会 総務産業常任委員会  
委員長 宇佐 信行

よろしくお願いたします。

○議長（高橋裕子さん） 以上で報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件について委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、受理番号1、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第5 「受理番号2」 多良木町槻木地区の熊本県道143号中河間多良木線早期復旧についての要望

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第5、受理番号2、多良木町槻木地区の熊本県道143号中河間多良木線早期復旧についての要望を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。厚生環境文教常任委員長、林田俊策さん。

○3番（林田俊策君） それでは、委員会報告。厚生環境文教常任委員会

会議の年月日 令和2年9月4日（金曜日）及び7日（月曜日）

会議の場所 第3委員会室

開 会 9月4日（金曜日）午後2時45分

閉 会 9月7日（月曜日）午後3時45分

出席委員 委員長 林田俊策、副委員長 豊永好人、委員 坂口幸法、  
委員 高橋裕子、委員 久保田武治、委員 落合健治 計6名

欠席委員 なし

説明のため会議へ出席者の氏名 環境整備課課長 久保日出信

受理年月日 令和2年8月25日

受理番号 第2号

請願陳情者 多良木町槻木202番地、一ノ瀬武久 外2名

事件名 要望書

事件の内容 多良木町槻木地区の「熊本県道143号中河間多良木線」早期復旧についての要望

審議の経過 令和2年9月1日、上記の事件名について厚生環境文教常任委員会に付託を受けたので、9月4日午前9時30分、環境整備課久保課長より、現地において、災害状況等の説明を受け、同日午後2時45分から第3委員会室において、同じく環境整備課久保課長より熊本県による現地地質調査や今後の工程及び意向調査等を聴取し、9月7日、午後1時から午後3時45分まで慎重審議した。

決定及びその理由、決定 採択

理由

要望の概要としては、令和2年梅雨前線豪雨による被害に対する早期解消を要望するものである。

具体的な3点の要望事項は、1、当該県道の早期開通を県に願う事、2番目、町単独での予算措置で8月中の仮設道路の設置を町へ働きかける事、3、災害に対する住民説明会等の開催を町へ促すことである。

現状では、担当課への聞き取りや現地調査の結果として、町は既に早い段階での災害報告や工事内容等の交渉は進められており、また9月12日の地元住民への説明会も県が開催予定で、本町議会議員の立ち会いも予定されている。

まずこの要望の趣旨が所定の要件を備えているものか審議が必要となってくる。要望事項1及び3においては、その要件を満たしているものの、要望事項2においては心情的には理解できるものではあるが、法的に問題があると言わざるを得ないし採択できるものではない。

町単独での予算措置で8月中の仮設道路の設置を町へ働きかける事は、議会としての権限を逸脱しているものと解す。

よって本要望は、要望事項2を含めての要望であれば不採択とせざるをえないし、条例、予算、意見書等のように修正することができない。願意が妥当であるか、実現の可能性が

あるのか、町の権限、議会の権限事項にあるのかという基準に鑑み、要望事項1及び3のみを採択とする一部採択とした。

少数意見の留保 なし

本委員会に付託した事件は上記のとおり定めることを適当と認める旨決定したから、多良木町議会会議規則第93条の規定により報告します。

令和2年9月10日

多良木町議会議長 高橋 裕子 様

多良木町議会 厚生環境文教常任委員会  
委員長 林田 俊策

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（高橋裕子さん）** 以上で報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋裕子さん）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋裕子さん）** 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋裕子さん）** 異議なしと認めます。

したがって、受理番号2、多良木町槻木地区区の熊本県道143号中河間多良木線早期復旧についての要望は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

## 日程第6 多良木町議会議員の派遣について

**○議長（高橋裕子さん）** 次に、日程第6、多良木町議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋裕子さん）** 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取り扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋裕子さん）** 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取り扱いは議長に一任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の種整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

#### 散会宣言

○議長（高橋裕子さん） 令和2年度第3回多良木町議会（9月定例会議）を閉じます。

お疲れさまでした。

（午後 3 時 57 分散会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員